

平成29年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成29年12月13日 開会

平成29年12月15日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第4回新十津川町議会定例会

平成29年12月13日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 随時監査結果報告
 - 5) 行政監査結果報告
 - 6) 定期監査結果報告
 - 7) 一部事務組合議会報告
 - 8) 議員研修報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 請願第1号 産地交付金の満額交付などを求める請願
- 第7 一般質問
- 第8 報告第9号 専決処分の報告について
- 第9 議案第63号 新十津川町税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第10 議案第64号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
(内容説明まで)
- 第11 議案第65号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 進藤久美子君 | 2番 | 杉本初美君 |
| 3番 | 鈴井康裕君 | 4番 | 小玉博崇君 |
| 5番 | 白石昇君 | 6番 | 西内陽美君 |
| 7番 | 安中経人君 | 8番 | 青田良一君 |
| 9番 | 長名實君 | 10番 | 笹木正文君 |
| 11番 | 長谷川秀樹君 | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	後 木 満 男 君
農業委員会事務局長	
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦願います。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成29年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎表彰状の伝達

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、報告をいたします。
空知町村議会議長会表彰規程に基づき、町村議会議員として10年以上在職し、功労のあった者として、青田良一君並びに笹木正文君が、去る10月19日の空知町村議会議長会定期総会において表彰されました。
ただ今より、受賞者に表彰状を伝達いたしますので、受賞されました青田良一君、笹木正文君は、前方へお進みください。

〔青田良一君並びに笹木正文君整列〕

- 議長（長谷川秀樹君） 表彰状、新十津川町青田良一殿。
あなたは永年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に尽くされました。その功績は誠に顕著であります。よって、今回、表彰規定により記念品を贈り、ここにこれを表彰します。
平成29年10月19日、空知町村議会議長会会長、駒谷広栄代読。
どうもおめでとうございます。

〔青田良一君表彰状授与〕

- 議長（長谷川秀樹君） 表彰状、新十津川町笹木正文殿。
あなたは永年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に尽くされました。その功績は誠に顕著であります。よって、今回、表彰規定により記念品を贈り、ここにこれを表彰します。
平成29年10月19日、空知町村議会議長会会長、駒谷広栄代読。
どうもおめでとうございます。

〔笹木正文君表彰状授与〕

- 議長（長谷川秀樹君） 以上で、表彰の伝達を終わります。
-

◎議会運営委員会の報告

○議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） 皆さん、おはようございます。去る12月8日、金曜日に開催されました議会運営委員会の内容について、ご報告をさせていただきたいと思いません。

場所それから出席者は、記載のとおりでございます。説明員として、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただきました。

5番目として、協議事項並びに申し合わせ事項でございます。

（1）といたしまして、平成29年第4回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、12月13日、本日から12月15日までの3日間といたしたいとするものでございます。

日程については、裏面に記載のとおりでございます。

3番目といたしまして、付議案件でございますけれども、報告が1件、条例の一部改正が1件、平成29年度会計補正予算2件の計4件である旨、総務課長から説明を受けたところでございます。

4番目として、一般質問者が6人、内容は9件でございます。これにつきましては、裏面にあるように、今日、本日13時から行いたいという予定となっております。

5番目、請願、陳情等の受理状況についてでございますが、議会事務局長の方から12月7日現在、請願1件を受理した旨の報告がございました。これは、鈴木議員が紹介議員という形の中で出された請願でございます。所管の委員会の方に付託をするということで決定をいたしましたので、取り扱い方について、よろしくお願ひしたいと思います。

議会運営委員会からの報告でございます。どうぞ議員の皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から12月15日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の随時監査結果報告、5番の行政監査結果報告、6番の定期監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

はじめに私が関係しております、石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

去る11月24日開催の平成29年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告をいたします。

まず、芦別市長など組合議員の改選に伴い、3名の方の議席の指定が行われました。

会期の決定の後、前田組合長から行政報告がなされ、奈井江浄化センターも供用開始後31年が経過しているが、ストックマネジメント計画に則った更新などを図り安定した施設運営に努めていくこと、一昨年4月に供用開始された浄化槽汚泥受け入れ施設が順調に稼働していることなどを中心に報告がなされました。

次に、議案の内容は、選挙1件、報告5件、認定1件、議案1件でございました。

選挙第1号は、前副議長の辞任に伴う副議長の選挙についてでありまして、議長の指名推薦による選挙の方法にて、赤平市選出の植村真美氏に決定しました。

報告第1号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更に伴う専決処分でありまして、変更の内容は、一部事務組合構成町の脱退や組合が処理する事務の追加に伴い、名称変更したいとするもので、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に、それぞれ改めるものでありまして、原案のとおり承認されました。

報告第2号は、継続費精算報告でありまして、石狩川流域下水道施設等維持管理業務に係る、平成28年度年割額2億2,946万5千円に対し、実績支出済額が2億1,546万円となり、1,400万5千円の減額執行との報告がありました。

報告第3号は、平成28年度の執行事務に対する定期監査報告でありまして、宮崎監査委員から一部に改善、検討が必要な事項及び軽易な指導事項があったものの適正に執行又は管理されているとの報告がありました。

報告第4号は、例月現金出納検査報告でありまして、平成29年1月から9月までの現金出納検査報告書をもって説明は省略されましたが、検査結果は何れも誤りは認められないとの内容でありました。

報告第5号は、平成28年度決算に係る資金不足比率でありまして、監査委員からの審査意見書も付した上で、資金不足が発生していないことの報告がありました。

以上の報告第2号から第5号までの4件は、いずれも報告済みといたしました。

続きまして、認定第1号は、平成28年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定でありまして、一般会計歳入歳出決算書と併せて監査委員からの決算審査意見書も提出されておりました。決算概要で予算額5億7,252万5千円に対し、歳入決算額4億8,681万1,313円、執行率85パーセント、歳出決算額4億8,593万1,190円、執行率84.9パーセントで、差引88万123円の剰余を生じ、黒字決算となった内容でございまして、原案どおり認定いたしました。

議案第1号は、平成29年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算第1号で、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,642万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,671万6千円としたいとするもので、歳入では、平成28年度決算額が確定したことによる基金繰入金及び繰越金の増額によるもの、歳出では、歳入と同様、平成28年度決算額が確定したことによる構成市町の負担金の還付に伴う過年度還付金の増額が主な内容でございまして、原案どおり可決されました。

以上で、平成29年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告といたします。

なお、議案等資料につきましては、所定の棚に保管されておりますので、お目通し願います。以上、報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、笹木正文君よりお願いいたします。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） 議長の指示をいただきましたので、去る11月の30日に召集されました中空知広域市町村圏組合議会第2回の定例会の報告をいたします。

議案に入る前に前田理事長より行政報告がありまして、中空知周遊観光モニターツアーなどの実施についての報告がありました。

行政報告の終了のあと議案の審議に入りまして、まず、組合議会の役員と議員の構成メンバーに変更がありました。理事の芦別市長が、今野宏氏から荻原貢氏に、そして議員については、芦別市の吉田博子氏から小川政憲氏に、砂川市の議員が、増井浩一氏から多比良和伸氏に変更になりました。

次に、議案第1号から3号の報告事項は、第1に専決処分の北海道市町村職員手当組合の規約の変更であります。

そして、第2の報告事項は定期監査報告、第3の報告は例月現金出納検査報告ということで、3点はすべて報告済みというふうになりました。

次に、議案第4号から7号の認定第1号から4号まで。

認定第1号は、平成28年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算。

認定第2号、平成28年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算。

認定第3号が、平成28年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学金事業特別会計歳入歳出決算。

認定第4号が、平成28年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出の決算。

この4つの決算につきましては、すべて認定ということになりました。

議会の終了後、第1回の理事、議員の連絡会議が開催されまして、2点について協議されました。

平成30年度の中空知広域市町村圏組合の予算の編成の方針の案ということ。

もう1点は、第28回中空知ふるさと市町村圏議員交流会開催要領、これも案であります。この2項目に関しまして協議され、了承をいただきました。

以上をもって、平成29年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の報告といたします。

なお、各決算の金額等を含む詳細に関しましては、議案書とともに各資料を事務局の方に提出しておきますので、後ほどご覧いただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、安中経人君よりお願いいたします。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） 議長より指示がありましたので、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を行います。

会議名は、平成29年滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会。日時は、平成29年11月30日、午後3時30分開会でございます。場所は、滝川地区広域消防事務組合3階議場においてでございます。出席議員は、定数11名で、欠員1名の中、10名の出席をもってお行われたものでございます。

冒頭、前田組合長より行政報告のあと、議案は報告7件、認定1件であります。内容について報告します。

報告第1号、専決処分について。専決事項は、平成29年度滝川地区広域消防事務組合の一般会計補正予算第1号であります。歳入歳出それぞれ46万9千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ27億9,085万1千円とするものであります。補正の内容は、歳入では、繰越金、単独経費繰越金新十津川で46万9千円、歳出では、滝川消防費、新十津川支署の運営に要する経費46万9千円であり、平成11年新十津川町配備の大型水槽車のタイヤが経年劣化により交換修理に要するものであります。提案どおり承認したものであります。

報告第2号、専決処分について。専決事項は、備品破損に伴う損害賠償の決定であります。内容は、救急搬送中、救急車内において患者監視用モニターを落下、破損させたものであり、相手方は、滝川市立病院、損害賠償額は44万9,518円となり、消防業務の賠償責任保険により処理されたものであります。提案のとおり承認したものであります。

報告第3号、専決処分について。専決事項は、農道の路肩及び路面破損に伴う損害賠償の決定であります。内容は、警防調査中、軟弱な農道を走行し、路肩及び路面を破損したものであり、相手側は北竜町在住の地権者であり、損害賠償額は16万8,480円となり、対物賠償保険により処理されたものであります。提案のとおり承認をしたものであります。

報告第4号、専決処分について。専決事項は、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。内容は、加入団体の名称変更に伴うものであり、提案どおり承認したものであります。

報告第5号、専決処分について。専決事項は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。内容は、報告第4号と同じく、加入団体の名称変更に伴うものであり、提案のとおり承認をしたものであります。

報告第6号、例月現金出納検査報告について。平成29年7月から9月までのもので、書面報告によるものであります。

報告第7号、定期監査報告について。宮崎監査委員より、平成28年度の執行事務について報告があり、報告済みとしたものであります。

次に認定第1号、平成28年度滝川地区広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。決算の内容は、歳入については、予算額24億6,297万9千円に対し、決算額は、24億7,026万9千円で、726万円の増となったものでございます。内訳で、新十津川町に関するものとして、負担金は17億8,290万4千円のうち本部共通経費負担金として、2,194万3千円、諸共通経費負担金として1億1,123万2千円、単独経費負担金として8,942万1千円の合計2億2,259万6千円となったものであり、また、繰越金は5,299万8千円のうち新十津川町分は、337万2,154円となったものであります。

歳出決算は、23億9,492万円で、6,805万9千円の不用額となったものであり、歳入歳出差引7,531万9千円の剰余を生じた内容であります。このうち新十津川町分は、滝川消防費のうち、新十津川町支署の運営に要した経費として370万8,889円、新十津川消防団費1,422万1,454円、新十津川消防施設費6,706万6,446円の合計8,499万6,789円となった内容であります。

宮崎監査委員の決算審査意見報告のあと、決算について可として認定したのがあります。

以上、会議に出席してまいりましたので報告といたします。なお、会議資料は、事務局に提出しておきますので、詳細についてはお目通しをいただきたく申し添えて報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、西内陽美君よりお願いいたします。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、去る11月22日に召集されました平成29年第2回中空知衛生施設組合議会定例会の報告をいたします。

まず、議員の辞職と新たな選出についての報告がありました。去る3月22日に当組合議会副議長で赤平市市議会選出の五十嵐議員が、4月27日に芦別市市議会選出の大橋議員が辞職されたことに伴い、赤平市から植村真美議員、芦別市から石川洋一議員が選出されたとの報告でございます。

次に、前田組合長からの行政報告があり、事業関係では、7月4日に火葬場改築工事事業企画提案審査選定会議を行い、11月8日に構成市町担当部課長会議を行ったとのことでございます。

工事発注関係では、汚泥乾燥機改修工事は、発注、5月16日。完成予定、平成30年1月31日。契約金額は5,130万円。滝の川斎苑火葬炉補修工事2件は、ともに発注が9月29日。完成予定、平成30年2月28日。契約金額は、工事1が489万2,400円、その2が185万7,600円との内容でございました。

続いて、今定例会の議件ですが、選挙1件、報告3件、議案1件、認定1件でございます。

選挙第1号は、当組合議会副議長の選挙でございまして、植村真美議員が就任いたしました。

報告第1号は、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更に伴う専決処分でございます。西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称変更及び江差町ほか2町学校給食組合の構成3町のうち、1町の脱退による名称変更によって、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更及び別表を改めるものでございまして、承認されました。

報告第2号は、定期監査報告でございます。宮崎監査委員から、平成28年度の執行事務についての定期監査報告でございまして、一部に改善、検討が必要な事項及び軽易な指導事項があったものの、適正に執行又は管理されているとの報告がございました。

報告第3号は、例月現金出納検査報告でございます。平成29年1月分から9月分の例月現金出納検査報告書をもって説明は省略されましたが、検査の結果は、いずれも誤りは認められなかったとの内容でございました。

議案第1号は、平成29年度中空知衛生施設組合理約一般会計補正予算第1号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356万8千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ8億2,132万8千円といたしたいとするもので、平成28年度決算額が確定したことによる構成市町の負担金の還付に伴う過年度還付金の増額が主な内容でございます。議案は、原案どおり可決されました。なお、本町分の平成28年度衛生センター維持管理費還付金は、181万9千円となっております。

認定第1号は、平成28年度中空知衛生施設組合理約一般会計歳入歳出決算の認定でございます。一般会計歳入歳出決算書と併せて宮崎監査委員からの決算審査意見書も提出されました。決算概要で、予算額8億1万円に対し、歳入決算額8億712万円、執行率100.9パーセント、歳出決算額7億6,540円、執行率95.7パーセントで、差引4,172万円の剰余を生じ、黒字決算となった内容でございまして、原案どおり認定をいたしました。

以上が、平成29年中空知衛生施設組合理約議会第2回定例会の内容でございます。議案書等は、議会事務局にお届けをしておきますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合理約議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合理約議会の報告を、白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 議長の指示がございましたので、平成29年空知教育センター組合理約議会の第2回定例会の報告をいたします。

去る11月22日、10時より、空知教育センター大会議室において、2月から10月までの前田組合長による行政報告がありました。主なものには、3月30日、課題研究の報告として、確かな学力の育成を図る学習指導のあり方の刊行をしたところであります。

次に、4月28日、課題研究協力員に5名の協力員の委嘱をいたしました。新十津川小学校においては、辰口先生が協力員として委嘱をされております。また、6月15日には、教職教養講座に、講師として新十津川小学校教諭の渡辺先生が、学級経営と題して講義を行っております。9月26日には、出前講座として、空知肢体不自由児教育研究協議会第2回を開催するなど、都合20回の研修の報告がありました。主な項目をご紹介をいたしておきます。

続いて、報告1号から3号による専決処分、定期監査、例月現金出納検査報告に続いて、議案に入りました。次の事が決定をいたしました。

議案第1号、教育委員会委員の任命について。10月18日に辞職となった高山和己氏の後任に、南幌町の小笠原和正氏が任命をされました。

続いて、認定第1号といたしまして、平成28年度空知教育センター組合一般会計歳入歳出決算の認定ですが、決算額のみを申し上げたいと思います。歳入は943万9,890円、歳出は896万7,166円、残額といたしまして4万7,272円となっております。

認定第2号であります。平成28年度空知教育センター組合研修事業特別会計であります。歳入歳出決算の認定であります。決算額のみ申し上げます。歳入495万2,418円、歳出435万5,655円で、残額は59万6,758円となっております。

それから認定第3号に入ります。平成28年度空知教育センター組合研究事業特別会計歳入歳出の認定であります。決算額のみ申し上げます。歳入は385万478円、歳出は334万9,485円、残高が50万993円となっております。

以上の議案が終了いたしました。監査委員の決算監査報告が宮崎監査委員より報告され、すべてが認定をされて閉会となりました。

以上、報告申し上げます。空知教育センター組合議会第2回定例会の報告といたします。なお、細部にわたっては所定の所に置いておきますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上をもって報告を終わりたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） 議長の指示がございましたので、去る11月24日開会されました中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

議案は、報告2件と認定が1件でございます。報告の第1号につきましては、定期監査の報告であります。監査の結果、収入、収支、現金の出納、契約等の財務に関する事務は、関係法令に基づき適正に執行されており、各諸帳簿関係書類の整備状況も適正であるという報告がございました。

次に、報告2号につきましては、例月現金出納検査報告についてでございます。平成29年1月から29年9月の例月現金出納検査報告でございます。検査の結果、例月現金出納検査表に記載の計数と関係諸帳簿、証書類との計数確認を行い、月末における金融機関提出の預金残高証書を照合した結果、一般会計及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められなかったというところでございます。

次に、認定1号でございます。これにつきましては、平成28年度中・北空知廃棄物処理広域連合の一般会計歳入歳出決算でございます。審査の結果、決算書及び付属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿等照合の結果はいずれも符合しており、かつ予算は、適正に執行されており、予算流用も適法に処理されていることを認められたということでございまして、いずれも二つの報告あるいは認定1号については、認定したということでございます。

以上で、平成29年中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、議員研修報告をお願いいたします。

はじめに、私より報告いたします。

議会の派遣研修の一環の指定研修として、去る10月31日から11月1日に行われました市町村アカデミー開設30周年記念特別講演会、人口減少時代の政策課題を受講いたしました。

全国から首長、副首長57名、議会議員69名の参加があり、偶然にもというか、奇しくも小林副町長と一緒に受講でありました。

日程は、講演が三つ、情報交換、意見交換、パネルディスカッションという構成でありました。

30周年記念講演に相応しい著名なオーソリティーの講演は、次元の違いか、その時間していると共感しながらメモを取ったりしてたんですけども、帰って来てメモを見ても、さっぱり蘇ってこないというか、そんなようなことで本当に十分に理解できなかったのが残念に思うところでございますけれども、そんなような中から印象に残った部分を紹介いたします。

最初の講演でありました新しい時代における地方行政への期待と題しまして、日本社会事業大学学長、東京大学の名誉教授であります神野直彦氏によるもので、地域を発展させるというセクションの中での未来への発展は、すべての人がかけがえのない能力を発揮し、すべての地域社会がかけがえのない地域力を発揮することで可能になるということであります。地域力とは、地域社会の構成員の個々の能力と、構成員相互の凝集力から成り立つと言っておりました。

私の立場で言い換えますと、将来の町の発展は、議員個々がしっかりとしたポリシーを持ち、高みを目指し、議会として団結してより大きな力を発揮してこそ、町の発展が可能になると、そんなふうを受け止めたところでございます。

さらにその中で、短所を克服してもたかだか人並みにしかなれない。長所を発展させてこそ歴史に貢献できるというようなことも言っておられました。

私は、ふとうちの町はオンリーワンを目指すというところがありますけれども、そのオンリーワンからナンバーワンへ、そんなようなことが頭によぎったところでございます。

情報交換、意見交換の中で小林副町長と共にしっかりと交流させていただきまして、新十津川を大いにPRしてきたところでございます。以上まとめませんけれども、研修報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 続いて、鈴木康裕君より報告願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、去る10月24日に京都府の京都テルサ研修室で行われました地方議会総合研究所主催、議会の政策立案機能、監視機能を活かし、議会力、議員力を高めるという、こういう題目のセミナーに参加しました研修報告を行いたいと思います。

参加者は、私、北は北海道から南は沖縄まで全27名が、このセミナーに参加した次第でございます。

研修は、北海道出身の龍谷大学土山教授、また同志社大学飯田准教授、同じく同志社大学新川教授、3氏がそれぞれ2時間ずつ講義並びに質疑応答をするものでありました。

最初の土山教授の講義は、議会による政策の制御システムについてで、自治体の存任意

義、また政策、制度の整備の仕方を学びました。特に課題は無限であるけれども、資源は有限であるので、様々な観点から議論をし、正解がない中でも決断をする。そのような権限は最終的には議会にあるということです。

また、一般質問を政策資源として活用する方法として、複数の議員が同じテーマを異なる視点で質問を行う議員間連携や関連質問、議員間討議の重要性をと言っておられました。

その結果で委員会の所管事務調査に結びつけ、その後も追跡チェックをすると、こういう一連の流れを確立すべきだというお話でした。

午後の最初は飯田准教授のエビデンスと政策立案という題目の講義でした。

条例の制定については、政策の効果を厳密に検証し、費用対効果を考え立案することが重要です。ただ、因果関係を証明することは難しく、科学的根拠を実験や調査観察データに基づく必要があるということでした。今話題のベーシックインカムを導入実験についての発表も興味深いものでした。

最後は新川教授の監視機能から議員力、議会力を高めるという講義でした。

議会の監視権限の基本的な項目を改めて認識し、その重要性を再認識させていただきました。そのためには、問題発見、情報収集、情報評価につとめ、外部の組織、例として、市民団体、評価NPO、大学研究機関との連携も必要である。議会の組織体制を整備し、議員力の開発、監視能力を上げることが重要との認識を得ました。

この研修を通して、議員としての様々な知識を学ばせていただき、また、いろいろな視点から現象を見て考えることの重要性を認識しました。

最後に、こういう場を与えてくださった皆さんに感謝を申し上げて、研修報告を終えたいと思います。誠にありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議員研修報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

これより11時5分まで休憩いたします。

(午前10時54分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成29年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料が配布されていると思いますので、主だったものを説明させていただきます。

はじめに総務課関係から申し上げます。

叙勲であります。

永年にわたり町政発展にご尽力されました高宮九州夫様が、9月1日付で高齢者叙勲旭日単光章を受章され、9月25日に伝達を行いました。また、秋の叙勲において、長年にわ

たり教育の振興に貢献されました悪七廣雄様が、11月3日付で瑞宝双光章を受章され、11月14日ご来庁になり受章の喜びを報告されたところでもあります。

表彰であります。

今年100歳の長寿を迎えられました4名の皆様方に内閣総理大臣から祝い状が届き、9月14日に伝達を行いました。10月1日、永年にわたり教育委員としてご尽力いただきました熊澤定男様に、新十津川町表彰条例に基づき退任感謝状を贈呈いたしました。10月11日、役場において、人権擁護委員として9年間にわたりご活躍されました出田輝義様、3年間にわたりご活躍されました阿部文子様、札幌法務局滝川支局長から札幌法務局長感謝状が伝達されたところでもあります。また、獅子神楽の伝承活動を通じ青少年の健全育成にご尽力された高桑政章様が、北海道社会貢献賞を受賞し、去る9月8日ご来庁され喜びの報告を受けたところでもあります。さらに、永年にわたり地方自治の振興発展に寄与されたご功績により前副町長佐川純様が、北海道社会貢献賞を受賞され、11月20日、札幌市での表彰式において北海道知事から表彰されたところでもあります。11月2日、滝川市において更生保護功労表彰祝賀会及び更生保護サポートセンターの開所を祝う会が開催され、本町の保護司金行健次様と西内陽美様が、永年にわたる更生保護活動のご功績により札幌保護観察所長表彰を受賞されたところでもあります。

続きまして、ご寄附の件でございますが、ご主人釣部勲様の生前の御礼として多額のご寄附をいただきました、菊水区、釣部弘子様、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈いたしました。

次に、母村交流であります。

11月11日、東京都で開催されました関東十津川郷友会創設120周年記念式典、祝賀会に長谷川町議会議長、宮本ピンネ農業協同組合長、笹木商工会長とともに出席をいたしました。祝賀会には前田武志前参議院議員をはじめ、会員約120人が参加し、120年の歴史について語り合い、互いに交流を深めさせていただいたところがございます。また、11月13日から15日までの間、町職員3人が十津川村を訪問し、村の皆様と懇談、交流をし、帰町をしたところがございます。

衆議院議員総選挙の関係であります。

去る10月22日、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査が行われました。当日の有権者は5,785人で、衆議院議員総選挙小選挙区における投票者数は4,090人、投票率は70.7パーセントとなりました。今回の小選挙区における投票率は前回の衆議院選と比較して、約3.26パーセント上昇いたしました。期日前投票者は1,334人で、投票者の32.62パーセントとなり、3人に1人は期日前投票を行ったこととなります。なお、18歳及び19歳の有権者数は108人で、51.85パーセントの投票率となり、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから2回目の国政選挙となりましたが、前回の参議院議員通常選挙と比較して、12.5パーセント低下となっております。

続きまして、4ページになります。

行政区自治会館の建替えであります。

文京区、総進区、花月区の行政区自治会館が完成をいたし、これにより建替えを予定をしていたすべての会館が完了をしたこととなります。

次、マイナンバー制度の本格運用でございます。

平成28年1月から運用が開始されたマイナンバー制度は、平成29年11月13日から情報連携の本格運用が始まりました。これにより自治体間で所得等の情報の照会や提供が可能となり、一部の事務を除き、所得証明書等の添付書類が不要となったところであります。また、マイナンバーに関する個人用のポータルサイトでありますマイナポータルの運用が開始され、行政機関間で行った個人情報のやりとり履歴の確認や、子育てに係るサービスの検索が可能となったところでございます。

次に、住民課関係でございます。

交通安全の関係でございます。

交通事故の発生状況は、9月1日から11月30日までの発生件数は3件で、前年同期と比べ2件の増加、負傷者数は3人で前年同期と比べ2人の増加となっております。9月21日から9月30日までは秋の全国交通安全運動を、11月11日から11月20日まで冬の交通安全運動が実施され、関係団体の協力により、朝の街頭指導、セーフティコールやパトライト作戦などを展開いただいたところでございます。平成24年4月24日から継続をしておりました交通事故死ゼロにつきましても、10月15日をもって2,000日を達成いたしました。10月27日に大和で交通死亡事故が発生し、残念ながら2,012日でストップいたしました。関係団体に引き続きご協力をいただきながら、気持ちを新たに一層の交通安全の推進に努めてまいるところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

環境衛生、塵芥処理でございます。

廃棄物の不法投棄防止看板やセンサー式赤色回転灯を設置し啓発しているものの、不法投棄は発生している状況でございます。9月1日から11月30日までの不法投棄件数は、3件あり、洗濯機、冷蔵庫、電動マットレスの3点を回収をしております。一般廃棄物の処理状況は、4月1日から11月30日までで可燃ごみ585トン、不燃ごみ59トン、生ごみ302トン、粗大ごみ71トン、資源ごみ91トンとなっており、前年同期と比較して、生ごみ以外の区分において減少傾向となっております。

次に、町税等の関係でございます。

11月30日現在の収納状況は、現年度分町税5税合計の収納率は76.98パーセントで、前年同期と比べ0.03ポイントの増加となっております。滞納繰越分については4.6パーセントで、前年同期と比べ3.77ポイントの増加となっております。国民健康保険税は54.36パーセントで、前年同期と比べ0.83ポイントの増加となっております。後期高齢者医療保険料は61.73パーセントで、前年同期と比べ2.23ポイントの増加となっております。現時点の徴収率は、前年に比べ高くなっております。このことは、税の担当職員の努力の現れであると認識をしております。引き続き、税の公平性の観点からも、収納率の向上に努めてまいるところでございます。

次に、8ページをお開き願います。

保健福祉課関係でございます。

ふるさと学園大学は、9月から11月までの間に3回開催され、延べ345人が受講をいたしているところでございます。9月25日には自治会の自主的活動として、初めての取り組みでございますが、秋の全国交通安全運動期間中に合わせ、学生120人が午前と午後の2回にわかれて役場前で街頭啓発活動を行い、通行車両に対し交通安全を呼びかけていただき

ました。11月18日には、ふるさと学園大学の取組みを町民にも広く知ってもらうため、全町民を対象とした土曜講座を開催し、日本ハム株式会社中央研究所の管理栄養士、柄澤紀さんによる、食と健康の講演会を開催しました。健康な身体づくりには、毎日の食事がとても大切という講師の説明に、学生や町民合わせて約160人が熱心に聞き入っていただいたところでございます。

続きまして、9ページの上でございますが、レクワーカー出前講座であります。

老人クラブ活動の活性化及びレクワーカーの実践のため、老人クラブの例会に出向き講座を開催いたしました。これまでに3か所の老人クラブで開催し、延べ78の方が参加され、身体を動かすことの大切さ、レクリエーションの楽しさを伝えることができたところでございます。

続きまして、下段の保育園であります。

12月1日現在の入園児童数は、0歳児0人、1歳児12人、2歳児21人、3歳児21人、4歳児12人、5歳児14人の合計80人となっております。延長保育の利用実績は、9月1日から11月30日までに6日、実人数5人の利用がありました。また、11月30日現在で、町外の保育園を利用している人数は4人で、いずれも滝川市内の保育園に広域入所をしているところであります。

10ページの下段になりますが、子ども生活応援事業における、11月30日現在の得きっずカード交付状況は、対象564世帯中499世帯となっており、前年の同時期に比較しますと交付率は3.8パーセントの減少となっております。11月末現在までに満点となり使用されたカード枚数は、681枚となっております。

次に、生活保護でありますけれども、12月1日現在の受給世帯は64世帯95人であり、前年同期と比べ3人の増となっております。

次、12ページをお開き願います。

インフルエンザの関係でございます。

例年、11月1日から12月31日までを助成対象期間としてインフルエンザの予防接種を取り組んでいるところでございますが、今年はワクチンの製造及び流通の時期の遅れを鑑み、平成30年1月31日までの期間を延長することとしてございます。

次に、栄養改善事業でございます。

食育推進は、9月21日と22日に新十津川小学校において食生活改善推進員協議会と共同で、野菜をもっと食べようをテーマに学童栄養教室を開催し、4年生46人が参加いたしました。また、11月25日には同協議会が主体となり親子クッキング教室を開催し、親子13組27人が参加いただいたところでございます。また、町民の健康を支え守るため、食生活改善推進員養成講座を10月19日から開講し、22人の受講生が参加し、全7回の講義や実習を終えたところでございます。

次に14ページ、産業振興課関係でございます。

農村環境整備ということで、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、10月26日に第2回目の農業用廃プラスチックの回収を実施し、延べ171戸から39.5トン回収いたしました。平成29年度の農業用廃プラスチックの回収実績は、搬入戸数延べ413戸、搬入重量は98.9トンとなったところでございます。

次に、米の出荷状況でございます。

6月に低温、日照不足があり心配をしておりましたが、11月30日現在全体の出荷数量は30万7,696俵であり、農協への出荷確約数量に対し110.3パーセントとなりました。高品質米の比率は、出荷量の51.2パーセントで昨年の28.8パーセントから大きく上昇をしております。また、取引価格も上がっていることから、量、質、価格とも良い出来秋となったところでございます。

次に、17ページになります。畜産であります。

学園牧場において5月29日から10月20日まで、町内の牛13頭の放牧を実施をしたところでございます。

続きまして、18ページになります。

奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定でございます。

8月21日に締結をし連携と協力に関する協定に基づき、9月19日から29日まで東京日本橋の奈良まほろば館において、本町と母村のパネル展が開催され、期間中に金滴の販売及びミニトマトと新米のPRを行ったところでございます。また、JAならけんのまほろばキッチンでは、11月4日、5日の収穫祭において、母村と共に出店し、玉ねぎやしいたけなどの農産物とメロンゼリーやミニトマトジュースなどの加工品を販売いたしました。なお、加工品につきましては、現在も継続販売をしているところでございます。さらに、11月18日、19日は、奈良県庁前の奈良にぎわい味わい回廊において、母村と共に出店し、ジンギスカンとメロンゼリーを販売をしたところでございます。このほかJR奈良駅構内のうまいものプラザでは、10月1日からミニトマトジュースなどの加工品3種類を販売しております。今後、各施設において農産品や特産品を常時販売していただけるよう、奈良県や関係機関と協議をし進めてまいるところでございます。

次に、最後になりますが建設課関係でございます。

冬期除排雪の関係でございます。

10月1日に町道の除排雪業務を委託をしたところでございます。除雪対象路線は、250路線で187キロメートル、うち道路の排雪は141路線で38キロメートル、歩道の除雪は12路線で12キロメートルとなっております。今冬の初雪は10月23日に観測され、11月16日に降雪があったことから、除雪車の初出動をしております。昨年よりも10日遅く、11月末日までに5回の出動となっております。降雪量などは11月末の数値となっておりますが、本日現在の数値を建設課から報告を受けておりますので、お知らせをしたいと思います。12月13日現在の降雪量は2メートル62、積雪深は70センチとなり、前年同期と比べ降雪量は1メートル1センチ、積雪深は45センチの増となっております。12月に入り135センチ増えたことになり、1日平均10センチの降雪がなると、12月に入って毎日のように雪が降っているという状況がうかがえるところでございます。建設課において15年間のデータが残っておりますが、今日現在では、過去最高の数値となっております。したがって、出動回数も10回と昨年に比べ6回多い状況となっております。なお、車両購入として本年5月に発注をいたしました7t級除雪トラックが11月9日に納車され、安定した除雪作業に向け体制整備を図ることができたところでございます。

以上、平成29年第3回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成29年第3回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告書により、主なものを報告申し上げます。

まず、教育委員会関係では、3回の定例会と2回の協議会を開催しております。

まず、定例会ですが9月20日は、報告3件の説明を行いました。報告第41号では、今年4月に小学6年生と中学3年生を対象として実施されました平成29年度全国学力、学習状況調査結果について、報告いたしました。結果であります。全国、全道と比較いたしまして、小学校では、国語A、算数Aで全国平均を上回り、すべての科目で全道平均と同等以上でした。また、中学校では、すべての科目で全国、全道平均を下回りました。

また、記載しておりませんが10月1日から熊澤定男前教育委員の後任として、松倉寿人教育委員が就任され、同日付で同氏を教育長職務代理者に指名いたしました。

次に10月20日は、報告4件の説明を行いました。報告第43号の臨時代理の報告についてであります。新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱について報告しています。本町関係分では、9月30日まで人権擁護委員の阿部文子様とその任に就いていただいておりますが、同日付けで退任されたことから、後任に同じく人権擁護委員の高瀬裕二様に10月1日付で同委員を委嘱した旨の報告をいたしました。なお、高瀬氏の任期は平成31年3月31日までとなっております。

11月28日は、報告3件の説明を行いました。報告第48号では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政事務の管理執行状況の自己点検及び評価結果について報告し、その後、報告書を議会に提出し公表いたしました。

次に協議会ですが、10月20日の協議会では、平成30年度に設置予定の学校運営協議会に向けての取組み状況について設立準備委員会の協議事項の経過及び今後の予定について、さらに11月28日の協議会では、同じく平成30年度から実施予定のスクールバス運行业務委託の概要及び今後のスケジュールについての協議を行い、両施策について計画通り進めることとしてご理解をいただきました。

次に研修ですが、11月17日に栗山町で行われました、空知管内町教育委員会連絡協議会研修会に教育委員と共に出席し、新学習指導要領の円滑な実施に向けてをテーマに北海道教育庁学校教育局波岸義務教育課長の講義を受講いたしました。

小中学校関係ですが、12月1日現在の児童生徒数の合計は490人となっております。前年同期は、501人でしたので、比較で11人減少しています。

2ページをお開き願います。

10月22日に新十津川小学校学芸会が、「一人ひとりが全力でがんばり、最高の感動を」をテーマに行われました。各学年の発表のほか特別クラブの合唱、獅子神楽、スクールバンドが日頃の練習の成果を立派に披露し、来場者から温かい拍手をいただいております。

11月1日に6年生が役場新庁舎のアイデアを出すみんなの庁舎づくりワークショップを、11月14日には、同じく中学1、2年生を対象に行いました。

11月22日には、小学4年生が新十津川の未来を描くジオラマ制作を風の美術館の藤島様、杉山様、八戸様、3名のご指導により行いました。4回にわたり実施し、明日、12月14日の授業で完成予定となっております。

また、本日、大谷選手などのケアを担当していた北海道日本ハムファイターズ1軍チーフトレーナー福島芳宏さんによる体育授業を午前中、小学4年生から6年生を対象に、午後は中学2年生を対象にそれぞれ行います。その後、夕刻には改善センターで町民を対象にしたストレッチ講座が開催されます。

11月4日から第29回MOA美術館滝川、新十津川、雨竜作品展が滝川市美術自然史館で開催され、853点に及ぶ出展の中から最高賞となる奨励賞に、新十津川小学校6年生の毎原悠さんの自転車を大胆かつ緻密に描いた作品が選ばれ、全国展に出展されました。

3ページに移りまして中学校関係ですが、9月14日に十津川中学校3年生23人、引率、向平校長ほか5名の計29人が修学旅行で来町され、中学校で新中3年生と両村町の概要や両中学校での活動について発表を行い、さらに昼食では、本町特産品のジンギスカンを一緒に食べたのち合唱を行い、交流と絆を深めました。

11月28日に特設道徳授業が行われ、今年はパラリンピックオリンピック車椅子バスケットボール代表で、現在コーチとしてご活躍中の京谷和幸さんを招き、「夢、出会い、感謝からパラリンピックとの出会い」と題しご講演されました。ご自身の経験からケガによりサッカー選手から車椅子バスケット選手へと夢や目標を切り替え、パラリンピック出場へ向けた取組みを述べられ、受講した生徒は、一步一步前を向き、夢に向かう重要性を感じていました。

4ページをお開き願います。

就学時健康診断を10月12日に実施いたしました。現在のところ、新年度の入学予定児童数は44人を見込んでおります。今年度の1年生は現在53人であり、9人減少となっております。

続きまして、農業高校関係ですが、10月19日に砂川市で北海道教育庁主催による高校配置指針の意見を聞く会が開催され、空知北学区内の教育長、小中学校長、高等学校長、PTA関係者が参集いたしました。

近年のグローバル化や情報化の進展などの社会の急速な変化や、生徒の興味、関心、進路希望等の多様化、中学校卒業生数の減少など高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育環境の維持向上を図るため、平成18年8月に策定した新たな高校教育に関する指針を見直し、これからの高校づくりに関する指針、素案を外部有識者による検討会議、道議会での協議を経てまとめられ、それについて説明を受けました。パブリックコメントや全道各地での意見を聞く会の実施により、広く道民の意見を伺い、平成30年3月に策定予定とのことであります。策定された後は、平成33年度以降の配置計画から適用となります。また、実施可能な施策は、平成30年度から行うこととなります。

なお、本町に設置されている道立新十津川農業高校関連では、農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校ということで位置づけられ、5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となり、今後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備することを原則とし、所在市町村をはじめとした地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組みと、その効果を勘案し20人以下となった場合であっても再編整備を留保する場合は

あるとのことをごさいます。

しかし、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合には、再編整備するという素案となっております。

また、ここに記載しておりませんが、本日現在の農業高校の3年生の進路状況についてお知らせいたします。生徒数は37人で、進学希望者は7人中3人が、就職等希望者は、30人で16人がそれぞれ内定しており、進学と就職を合わせた内定者は、19人となっております。内定率51パーセントでございます。

5ページに移りまして、社会教育関係ですが、学校給食センター関係でございます。11月16日に手のべそうめん、しめじ茸の母村の食材を使用した絆給食を実施いたしました。

また、給食用に、9月19日にJAピンネゆめぴりか生産組合から、ゆめぴりかを120キロ、11月30日に新十津川土地改良区から、ななつぼし90キロの新米を寄贈していただきました。

社会教育関係で社会教育委員の会ではありますが、新年度からの第7期の社会教育実施計画策定に向けた会議を開催し、今後における社会教育のあり方について協議いただいております。12月6日までに延べ7回の策定委員会を開催しております。

続きまして、地域おこし協力隊の関係です。11月1日に地域おこし協力隊スポーツ活性化支援員として、山森和也氏、52歳へ委嘱状を交付いたしました。これまでスポーツインストラクターとしての経歴があり、本町ではスポーツクラブが行っている生涯スポーツ事業で、スラックライン体験会の講師としてご指導いただいております。今後は、スポーツセンターを拠点として、町民のスポーツを通じた健康づくりを担っていただきます。

6ページをお開き願います。

芸術鑑賞事業ですが、町制施行60周年を記念して、NHKラジオ番組、民謡をたずねてを公開録音がゆめりあで10月15日に行われました。ホールが満席となる351人が鑑賞され、日本の民謡文化に触れました。なお、収録の様子は、今週の土曜日、16日の12時30分から、NHKラジオ第1とFMで放送予定となっております。

町民文化祭ですが、11月3日に展示部門は改善センターを会場に、芸能部門はゆめりあを会場にそれぞれ行われました。展示部門は、今年は上総進、大和、吉野小学校で教員、また校長を歴任された山下富美子先生の絵画特別展を行い、教え子など縁のある方が来場され、鑑賞者は593人と前年対比87人増加いたしました。

また、芸能部門につきましても、347人と前年対比81人増えております。

アートの森体験交流施設は10月31日に、開拓記念館は10月29日にそれぞれ閉館いたしました。開拓記念館は、今年度、旅行会社による札沼線沿線バスツアーでの来館者があり、昨年より478人多い、1,250人の入館者がありました。

体育施設は、温水プールが9月30日に、サンウッドパークゴルフ場は11月3日に、ピンネスタジアム、ふるさと公園野球場などの屋外体育施設利用につきましても、11月14日をもって営業を終了しております。

利用人数におきましては、施設により増減がありますが、8ページをお開きいただき、ピンネスタジアムの利用が、8月にイースタンリーグの公式戦があり1万2,910人と前年比7,313人増加しています。

次に、生涯スポーツ推進事業につきましても、各種事業に取り組んでいるところであり

ますが、12月2日に第1回目となるスポーツ吹き矢全町交流大会が改善センターで開催され、日頃の練習の成果を競いました。大会参加者26人、体験に参加された方10人の計36人が交流いたしました。

次に、少年団活動ですが、11ページをお開き願います。

中央野球スポーツ少年団ですが6年生の熊谷陽輝君が、今月27日に札幌ドームで開催されるNPB12球団ジュニアトーナメントの北海道日本ハムファイターズジュニアチームの選手に、選考で全道から923人応募があった中で16人の選手枠に捕手のポジションとして選ばれ、10月8日から札幌ドームなどで練習に励んでおります。なお、試合については、27日は広島東洋カープジュニアチームと、28日は千葉ロッテマリーンズジュニアチームとの対戦が予定されております。

また、フットサルのFCレディースアンダー15北空知ですが、11月25日に釧路市で行われた第9回全道女子ユースフットサル大会に出場し、見事初優勝いたしました。このチームは、空知管内の中学生8人で構成されており、そのうち2人は新十津川中学校のキャプテンの久米ひなのさんと窪田朱倫さんです。来年1月7日から愛知県で開催される全国大会に北海道の代表として出場されます。

さらに子供太鼓鼓狸ですが、11月19日に砂川市で開催された北海道ジュニアコンクール道西地区支部予選を勝ち抜き、12月3日第1回全道日本太鼓ジュニアコンクールに、小学生から高校生までの9人で出場し、息の合った力強い演奏を行い特別賞に輝いております。

12ページに移りまして、図書館の利用状況ですが、11月30日現在の町内の貸出冊数、貸出人数が昨年に比べ増加している状況でございます。一方、町外者の利用については、減少している状況です。

また、特別事業ですが、12月9日に本町とパートナー協定を締結しているご縁から、北海道日本ハムファイターズ白村明弘選手による絵本の読み聞かせ事業を行い、子供や保護者96人が参加し、読書を通じて豊かな心を育むひと時となりました。

また、今年度、新規事業の読書通帳ですが、11月末現在登録者数は、幼児37人、小学生198人、中学生27人、大人114人の計376人となっております。

以上を申し上げまして、平成29年第3回定例会以降における教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで日程を変更いたします。

請願第1号、産地交付金の満額交付などを求める請願を日程第6とし、一般質問を日程第7とし、一般質問を繰り下げ、午後1時から一般質問を行うことにいたします。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、請願第1号、産地交付金の満額交付などを求める請願を議題といたします。

紹介議員であります鈴木康裕君より内容の説明を求めます。

3番、鈴木康裕君。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

本件につきましては、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

これより13時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長の指示がありましたので、通告に基づき、町長に一般質問をさせていただきます。がん対策に関する内容で、2点質問いたします。

初めに、乳がんの早期発見を促す取組みはという次第でもって質問させていただきます。

マンモグラフィによる対策型乳がん検診が始まって15年が経過しました。近年、本町の乳がん検診でも実施しておりますマンモグラフィと言われるエックス線による検査では、高濃度乳房の場合、乳房全体が白っぽく写るためにがんが乳腺に隠れて画像に写りにくく、検査の精度が50パーセントほど下がるとされ、検診で見逃される危険性があるとして問題視されています。日本乳がん学会では、日本人女性の約4割は、乳腺の密度が高い高濃度乳房体質であると推定しています。ほかの機関では、この4割という数字は、5割から8割として発表している機関もございます。

厚生労働省の比較試験では、マンモグラフィ検査にエコー検査と言われる超音波検査を加えることで、早期乳がんの発見率が約1.5倍になるとの結果が出ています。高濃度乳房でも異常を見つけやすい超音波検査を併用し、それぞれを隔年で受けられるようにするなどして乳がんの早期発見を促してはいかがでしょうか。

また、高濃度乳房であった場合のご本人に対する通知についても伺います。

検診を受けた方への検査結果は、異常なしとか、精密検査を要する。つまり異常が疑われるのどちらかの通知になります。検診を受けた方が乳腺密度の高い体質で、マンモグラフィではがんの判別が難しい場合でも、国が示してる通知方法では異常なしと通知されず。この点も受診者に異常が全くないと誤解させる心配があり、がんの見落としにつながりかねないとして問題視されています。

そこで、マンモグラフィ検査の結果を受診者に通知する際に、がんを見つけづらい高濃度乳房という体質であった場合には、がんを見逃す危険性の低減を図るため、体質についての通知もしてはいかがでしょうか。

健診の通知の仕方、超音波検査の併用、この2点について、町長のお考えをお伺いいた

します。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 6番議員さんの一つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

日本乳癌学会だとか厚生労働省だとか、いろんな形の中で乳がんに係る通知が出ているところでもありますけども、まず厚生労働省の健康局がん・疾病対策課における乳がん検診における高濃度乳房への対応という部分の通知が来てございます。

そういった中を見ますと、高濃度乳房への対応が確立していない中、がん検診受診者に対して一律に通知することは、時期尚早であるというふうなことで通知が来ているところでもあります。

また、検査方法の検証については、乳房超音波検査併用による乳がん死亡率減少効果は、現時点で明らかでなく、実施体制が整っていないことから、市町村が行うがん検診の検査方法としては、現時点で推奨できないということがうたわれております。このような厚労省の通知を踏まえて、適切に対応をしているところでございます。

そこで、本町の乳がん検診の実施体制について、ご存じかと思えますけども説明を加えさせていただきますというふうに思います。

本町独自のまず30歳代の若年者対象の乳がん検診では、平成22年度から実施をしているところでございまして、滝川市内の乳腺クリニックで受診者の都合の良い日程で予約をし、受診できる体制を取ってございます。

検査方法については、30歳代は乳腺が発達し白く写り込んでしまうため、ホルモンの関係があるということがございます。そういったことから、高濃度乳房の方が多いと予測されるということがあることから、マンモグラフィエックス検査に加え、超音波検査を併用し実施をしております。平成22年度から28年度までに延べ219人の方が受診をし、結果としては、乳がんの発見例は1人もいない状況になっております。ご指摘のあったことについては、30歳代は二つの方法でやっているということをご理解をさせていただきたいというふうに思います。これは、町独自の制度としてやっております。

次に、国の指針にしたがった40歳以上の女性を対象にした検診は、ゆめりあで行う秋の集団健診と札幌厚生病院の2会場で実施をしております。検査方法は、厚生労働省の基準に従いマンモグラフィエックス線検査で、40歳から49歳までの方は二方向、50歳以上の方は一方向での撮影で、2年に1回受診することができるようにしてございます。

また、検診実施機関は、高濃度乳房の判定に関して担当課の方から問い合わせしたところ、高濃度乳房を判定している機関は、ないということでした。

40歳以上の乳がん検診事後フォロー体制としては、まず、要精密検査対象者に対して精密検査を受診するように、検診実施機関からの文書通知や保健師からの個別勧奨を行い、早期発見に努めているところであります。その結果、平成27年度は、22人の全員が精密検査を受けているところであります。しかしながら、精密検査の結果、乳がん発見者は2人おりました。

このように集団健診では、検診実施機関や保健師からの個別受診勧奨が実施されますが、個人病院等では精密検査を受けた結果の集約等の管理や、受診勧奨等の事後フォロー対応

を行っていない現状にあります。そのため本町においては、集団健診にて対応しているということでございます。

現段階では、乳がん検診結果で病気ではない高濃度乳房であることをお知らせすることはできませんが、乳腺症や乳腺腫瘍等の病気の所見や、医師からの指示を通知する方法を継続して実施をしております。

今後も国の指針に従い、検診間隔については2年に1回、検査方法としては、マンモグラフィエックス線検査を実施し、要精密検査対象者には、文書通知や面接で結果を説明するなどして、乳がん検診の正しい結果を伝える支援をしております。

加えて、乳がん予防の対策としては、町独自の自己負担軽減措置でありますワンコイン検診を普及し、多くの町民が受診をすることにより、早期発見、早期治療につなげ、医療費の縮減や町民の健康寿命の延伸を推進していくことを申し上げ、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） はい、ただ今の町長のご答弁の中からは、やはり国の厚労省の指針によって、正しい方法で町の乳がん検診がされているということが分かりました。

また、高濃度乳房に関する情報がなかなかまだ確定されていないということですが、やはりかなり日本人女性の確率が高いということが全世界的なデータからも比較しましても、これは明らかになってきておりますので、是非こういったことの情報を周知され、女性の方への広く情報公開といいますか、お知らせするようなことも取り組んでいただきたいと思っております。

また、自治体の乳がん検診は、やはり死亡率減少というところに視点が置かれておりますので、早期発見率ということに関しましては、やはり超音波検診もかなり有効とさせていただきますので、こういったことを民間診療機関で個人的に受診をして、そういった超音波の方も健診を受けるようなことも推奨をするということで進めていただきたいというふうに思います。

再質問といたしましては、乳がんの早期発見に向けての自己触診、セルフチェックですね。それを有効に行うための取組みについてお伺いいたします。

毎年10月は、乳がんの早期発見、早期治療を啓発推進するピンクリボン月間です。これに合わせてドコモ・ヘルスケアが、乳がん患者の女性160人を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケートで、乳がん気づいた切っ掛けは何ですかという設問に対しましては、セルフチェック、自己触診ですが40パーセント、マンモグラフィ検査が37パーセントという回答でありました。次いで超音波検査が19パーセント、視触診が14パーセントとなっております。その他と回答した人の中には、たまたましこりに触れて気がついたとコメントされている方もありました。

乳がんは早期であれば限りなく100パーセント近く治りますので、早い段階でがんを発見する可能性があるなら、検診に加えて自己触診も推奨するとよいと考えます。

自治体のがん対策、先ほども申し上げましたけれども、死亡率減少ということに主眼が

置かれてまして、なかなか早期発見ということでの取組みが自治体任せといたしますか、厚労省の指針ではないものですから、なかなか進まないという現状があることは十分は理解をしておりますけれども、私の知り合いの女性何人かに聞いてみたんですが、皆さんが実際に乳がんのしこりがどのような感触で自分の指に触れるのかということが分からないと、見当がつかないとおっしゃいました。

乳がんの触診に役立つような乳房の模型を、多くの女性の目と手に触れる機会を作ることが急務ではないかと考えます。

また、その触診の際に、しこりを発見しやすくなるグローブがあるということも知らない方が多くいらっしゃいました。乳がん自己検診用グローブは、乳がんの予防の意識を高めますし、結果、乳がん検診受診率のアップにつながると思います。

若い年代では乳がんが大きくなるスピードが速いので、こういうグローブがあれば、私は、来月成人式に出席される新成人の女性の方にお渡しして、自分の体を守ることを教えてあげたいとさえ考えます。

町長は、新型でより分かりやすい乳がんの模型の活用と触診用グローブの周知については、どのようにお考えになられるかお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 冒頭に話をした高濃度乳房については、いろいろ検討しているという状況になっておりますので、国のそういう指針だとか、そういったものが出た段階では、その指針に基づいて対応していきたいと思っておりますけれども、ただ、その高濃度乳房というのは病気ではないということでもありますから、ただ体質的に日本人に多いということで、機械器具でなかなか判明しづらいという状況も我々は認識しておりますけれども、検診機関だとか円滑な対応ということもありますので、今、集団健診の中ではなかなか時間的なことだとか、いろんな対応を考えなければならないこととなりますから、まずそのことをご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから模型グローブの関係ですね、乳がんの。いわゆる自分の早期発見、それは大変必要なことだというふうに思います。自分で、まず毎日のようにというんでしょうかね、自分でそういう乳がんかどうかということは、やっぱり触診をしながら、自分の体は自分で守ることが、やはり一番大事なことだというふうに思います。

ただ、乳がんのしこりがどういうふうになっているのかということの分からない方にとって、乳がんの模型だとかグローブだとかは有効であるというふうに思います。

ただ、その前にやっぱり自分の体として、何か異常があるという部分においては、しっかりその異常を適切に病院の方に行くだとか、そういったことがやっぱり早期発見、早期治療に、まずはつながっていくというふうに考えております。

当然、保健福祉担当においても、今、模型とグローブはございますので、乳がん検診の際にはそのグローブと模型を置きながら、触診というのか、その模型で乳がんのサンプルというか、そういったものを感じながら、自分の体が異常があるのかどうかということも感じてもらい、そして乳がんの早期発見に努めていく体制はとってございますので、さらにそういったものを普及をしていきたいというふうに考えております。

特に今後に向けての対応ということになりますけれども、年明けての乳幼児健診の際にも、

若いお母さん方が乳幼児健診に子供を連れて健診に来ますので、そういった際にも、そういう乳房のサンプル、さらにはそのグローブなどを置きながら、乳がんの早期発見に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、今ほどの成人式にグローブを配ってはどうかということでもありますけども、今、もう20代でも乳がんになられる方も本当におりますし、20代でもしなかった場合には、重篤になることも多いケースが全国的にもあるわけでもありますけども、20代の方にはまず健康、いわゆる健康意識をしっかりと醸成してもらうということが一番大事であるというふうに考えてございまして、今、成人式の際には、いろいろな式典の際の中に健康意識を高めるチラシを同封をさせていただいてございますので、健診の案内のパンフレットなどそういったものを同封をし、自分の健康は自分で守るという、そういう意識を高めていただきたいというふうに考えておりますので、そういったことを継続して実施をしていきたいという考えでおります。

まだ、今の段階でそのグローブを配布するということは予定をしておりませんが、今後いろんな対応の中でそのことが必要になった際には、そういうことも検討していきたいと思っておりますが、今はまず、健康意識の醸成をしっかりと高めていきたいということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再々質問はございますか。

再々質問を許します。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 乳房のサンプルについては、乳がん検診の際にお示しをさせていただいてるということでしたが、健診を受けた方、多くの方が、どこにそういったサンプルがあったか分からなかったと言った方が多かったですね。

それで今回、こういうことをお話しさせていただいたんですけれども、そういった目に触れる機会を乳がん検診以外のほかに、今、乳幼児健診ですね、若いお母さんが集まる会場にもそういったものを置いてくださるというお話をいただきました。そのほかにも子育てセンターですとか児童館、学校の参観日などですね、保護者の方が多く集まる機会を、ありとあらゆる機会をつくって、そういったチャンス、若い方への早期発見を促すチャンスをつくっていただきたいと思います。

成人式に関しましては、健康案内、健診案内パンフレットをお送りするということがありますが、二十歳の方に乳がん検診、マンモグラフィですとか超音波検査というのは、お勧めはしておりませんので、なかなか二十歳の段階で健診、受診にはつながらないのではないかと思います。

ですからやはり、そこにはそういったグローブをお渡することで、やはり30代、40代になる前に日ごろから乳がんに関する知識ですかね、自分自身も情報を集めようという意識を育てるためにも有効ではないかと思います。

それで再々質問といたしましては、今、二十歳の方には受診案内をする、健康意識を醸成とありましたが、そういう乳がん対策については、対象年どのようにお考えになるかということをお聞きしたいと思います。

二十歳から始まるのか、例えば今、がん対策は子供さんからがんに対する知識ですとか、保健衛生面ですね、教育という場ではなくて、なるべく早い段階でがんのことをお知らせしたりしたらいいのではないかとありますが、乳がんということに関しては、

自分で見つけられるがんですので、そういった自己触診、セルフチェックが大事ですので、そういったこともいつぐらいから始めたら適切かということを考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 先ほど答弁をさせていただきましたけれども、基本的には30歳代を積極的に二つの方向で検査をするということが一番必要だというふうに思っております。ただ、何歳からという部分では、町としては30歳代を積極的にやる。あと40歳代以降については、二方向、一方向という方向の中で、これは国の指針に基づいてやるということは、先ほど言ったとおりであります。

若い世代、20代においてはどうかのかという質問かというふうに思います。20代においては、若年者健診ということで、基本健診を受ける体制になってございます。そういった中で、同じように基本健診を受ける時にがん検診が同時に受けられたり、がん検診を独自に受けたりすることも可能でありますので、そのことについては、20代の方も早期発見のために乳がん検診を早めに受けたい方は、どうぞ受けていただきたいというふうに考えておりますし、受けることによって、一回受けたことによって、乳がんに関する意識がしっかり醸成されることが多いのではないかと思いますから、やっぱり若い世代に早く乳がん検診を受けていただく、そういうことをできる限り促していきたいということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは再々質問を終わりましたので、二つ目の質問に入ってください。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 次の質問は、受動喫煙防止に向けた対策について、お伺いいたします。

たばこの煙は、喫煙者の肺の中に直接吸入される主流煙と、たばこから立ち上る副流煙がありますが、主流煙より副流煙の方が有害物質は多く含まれていることはよく知られておりまして、一酸化炭素やニコチンタールも、副流煙の方が主流煙より3倍から5倍ほど多いという報告です。

国立がん研究センターによりますと、受動喫煙を受けている人の罹患リスクは高く、昨年、受動喫煙による罹患率は、肺がん1.3倍、虚血性心疾患1.2倍、脳卒中1.3倍、乳幼児突然死症候群4.7倍などになっていると発表しました。少なくとも年間1万5千人が受動喫煙を受けなければ、肺がんなどこれらの疾患で亡くならずすんだとのデータも発表されています。

副流煙を吸わされる受動喫煙の健康被害は、喫煙者本人以上に重大です。特に、たばこの害や受動喫煙に関する知識が十分ではない子供は、なお被害に遭いやすいと言えます。

子供は、大人に比べて呼吸器や中枢神経の発達が未熟であるために、身体的な影響を受けやすく、受動喫煙による結成ニコチン濃度は、子供の方が大人より悪影響を受けやすいことも報告されています。

このような数値、調査報告を踏まえて、本町の子供達が受動喫煙の被害に遭いやすい公園や学校施設、図書館やスキー場、スポーツセンターなどの社会教育施設、体育施設、ゆ

ゆめりあなどの保健施設における喫煙は、どのような現状にあるのかをお伺いいたします。

また、本町の公共施設内や敷地内での喫煙に関して、受動喫煙防止対策はどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは二つ目のご質問にお答えをいたします。

たばこを吸われる方は、個々それぞれの理由によって、大人の嗜好品として、たばこをたしなまれているという認識をしておりますが、たばこを吸われない方にとっては、時に、たばこの煙が大変迷惑な存在となるものであります。

受動喫煙につきましては言うまでもなく、たばこから立ち上がる煙や、たばこを吸う人が吐き出した煙を自分の意思とは関係なく吸わされてしまうもので、医学的にも、大人、子供を問わず健康に何らかの影響を及ぼす可能性があると言われております。

受動喫煙の防止を含めた国民の健康増進措置を定めた健康増進法においては、学校、体育館、病院、集会場、官公庁施設など多数の方が利用する施設の管理者は、それらの施設を利用する方に対して、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされており、本町においても施設の管理者として、公共施設の受動喫煙防止のための措置を講じさせていただいてるところであります。

ご質問にあります、子供達が受動喫煙の被害に遭いやすい場所における町の対策ということで、具体的にご説明を申し上げたいと思います。

まず、学校教育施設につきましては、教育委員会において、平成16年12月に新十津川町立学校喫煙対策に関する指針を制定し、平成17年4月から学校施設内禁煙についての取り組みを行っております。敷地内の完全禁煙化については実施しておりませんので、たばこを吸う教職員は敷地内で喫煙を行っておりますが、喫煙場所は、児童生徒が近づくことのない区域に限定しておりますので、教職員の喫煙による児童生徒への受動喫煙の影響はないと考えております。

また、学校行事などで来訪した保護者などにつきましても、学校内での喫煙マナーを周知し、協力いただいているところであります。

次に、社会教育施設につきましては、それぞれの用途により屋内施設、屋外施設、文化スポーツ施設に分類されますが、いずれも施設内での喫煙を禁じているところであります。また、敷地内の喫煙場所につきましては、敷地の形態に応じ、利用者の受動喫煙が避けられるよう十分な配慮のもと設置をしてございます。

次に、ゆめりあ、児童館、保育園などの保健施設、児童施設についてであります。当然ながら施設内禁煙をしており、喫煙については、子供をはじめとする非喫煙者との接触がない場所に喫煙場所を設けて、喫煙してもらっている状況にあります。

なお、小さなお子さんの為の施設である児童館、保育園にいたっては、敷地内完全禁煙の措置をしておりますことを申し添えさせていただきます。

このように本町においては、施設内禁煙により受動喫煙防止の対策を講じているところでありますが、現状において、子供や保護者から学校や各施設での受動喫煙に関する苦情の声などは聞き及んでおりませんので、受動喫煙による健康被害から子供達は守られてい

る状況にあると判断をしているところであります。

以上申し上げまして、二つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、再質問。

はい、再質問を許します。

○6番（西内陽美君） ただ今町長のご答弁の中では、施設内禁煙はされているけれども、敷地内の禁煙は進んでいないという内容のご答弁だったと思います。

やはり子供達の健康を守るためには、敷地内の拡大をすることが大事ではないかと思えます。保護者などからの苦情などが入っていないということでございますが、私自身、質問するからには、あちこちを見せていただきましたけども、やはり子供さんが通る場所、接触はなくても、子供さんが通る場所に灰皿が設置されている現状がやはり見受けられます。

やはりそういう所は煙がなくても、たばこの吸い殻があつたりしたり、臭いがすることによっては、第3次受動喫煙というふうに定義されておりますので、やはりそういったものは子供の歩く場所や目に触れる場所ですとか、そういう所には一切置かない方が望ましいのではないかと思いますので、敷地内への拡大も、是非ご一考いただければありがたいと思えます。

再質問といたしましては、その受動喫煙が及ぼす健康被害の実情を知ってもらって、防止対策の必要性を訴えていくということは、単にがんなどに罹患するリスクを減らすというだけではなくて、未成年者や妊娠中の女性の喫煙をなくす効果もありますので、公共施設のみではなく、町ぐるみでそういった受動喫煙防止対策を考えるよい機会となる、受動喫煙防止ガイドラインを設けることについて、お考えをお伺いいたしたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをいたします。

公共施設の敷地内禁煙については、受動喫煙を防ぐ意味合いとして絶対的な効果があることは論をまたないところでありますが、一方においては、その施設に訪れる人、その施設で働く人などの利便性なども一定程度考慮しなければならない実情もありますので、施設の用途や規模、形態といった、おのおの施設の実情に応じた適切な対策を講じているところであります。

先ほどお答えしたとおり、現状の施設内禁煙での対応によっても、子供達をはじめとする利用者の方々の受動喫煙対策は、一定程度図られているというふうに考えておりますので、当面は現状のまま進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ガイドラインを策定をしてはということでございますけれども、ガイドラインの中にはいろいろ策定をする内容がございます。家庭生活、家庭の中でのガイドラインという部分もあるようでございまして、そういったことを考えていきますと、総合的な受動喫煙対策については、到底、行政だけではできるものではございません。行政が仮にガイドラインを作ったとしても、子供達に受動喫煙に注意しましょうということだけで、事態は大きく変わっていかないのではないかとということがあります。

やはり、たばこを吸われる方、たばこを吸われない方双方が、同じ社会で生活をしていくためには、お互いの考えや意見を尊重し合い、大人としての喫煙マナーをしっかり守っ

てもらふことが何より大切であると考えておりますので、今のところガイドラインの策定は考えていないということでございます。

喫煙による本人の健康への影響ということも含めて、まずは町広報などを通じた啓蒙活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

ご指摘にあったがんの抑制、さらには未成年、妊娠をしている方、これは町ぐるみで対応することは非常に大切だというふうに思いますけれども、そういった意味から、大切であることから、広報で周知をしていきたいということでもありますけれども、やはり吸われる方のマナー、そしてお互いが共に生活をするという部分では、お互いが、お互いを分かり合う、そして喫煙者のやっぱりマナーが更に高められていくことが必要だというふうに思っております。

そして、先ほど指摘のあった公共施設の中にも灰皿が、いわゆる子供の行く所にもあるということも事実でありますけれども、できる限り子供が直接入る所には灰皿を目に触れないようなことを配慮しながら、灰皿を置かさせていただいているというふうなことを私もは考えているつもりでありますので、また、そういったことで違う場所という指摘があるのであれば、またそういう対応をいたしますが、今の段階では、吸う方にも一定程度不便をきたす中での遠い場所での喫煙、そして子供からできる限り煙、さらにはたばこの吸う環境、いわゆる受動喫煙のない環境に努めているということを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問。

はい、再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） ただ今ガイドラインを設けても、受動喫煙自体はそれほど大きく変わることはないというようなご答弁でした。

ガイドラインは行政だけで作るものではなくて、子供達も含めて、保護者も含めて、企業も含めて、町ぐるみで全部で考えるので、作ることを考えるというだけで受動喫煙防止対策の機会になるのではないかというふうに思っているところでございます。

ただ今灰皿のこともありましたけれども、やはり灰皿は、玄関の横に置かれている場合が多いようでございます。玄関から7メートル離れていけば大丈夫だとかというガイドラインもありますけれども、風向きによってはやはり玄関の中に入ってくるということもありますし、臭いがくるということもあります。子供がやはり利用する時間帯には灰皿を撤去するとか、そういった思い切った方策も必要かと思っておりますし、これからちょうどスキー場もオープンいたしますので、そういった町外の方も多くいらっしゃるような場所では、玄関脇ではなくて、本当にたばこを吸う方にはご不便をおかけしますが、建物の裏側ですとか、子供達が歩かない所、施設内に煙が流れ込んでこないような所に灰皿を置いてくださるような事に取り組んでいただきたいと思います。

再々質問としまして、その受動喫煙の場面をつくらないためには、たばこを吸う人を減らすそのものが一理あるかなと思っております。健康づくりの観点から、子供や若年者層への喫煙防止の働きかけをどう行っていかれるかお伺いしたいと思います。

成人式の時にゆめりあの入口の横で、本当に立派に成長された新成人の方、晴れ着姿でたばこを吸っていらっしゃる場面をよく見ます。私、本当にとっても残念に思うんですね。

二十歳になりましたし、成人ですから、たばこを吸ってはいけないとは申しませんが

ども、やはり早い段階からそういうたばこを吸うということを、横で見て見ぬふりして通るのがとてもつらいので、是非若年者層への喫煙防止の働きかけ、町としてのお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 確かに成人式の時には入り口で、振袖を着た、綺麗な衣装を着てたばこを吸う方も何人かいらっしゃるの私にも目にしておりますけども、やはり嗜好品でありますから、そしてまた、二十歳になって嗜好品がたしなめるということから、どうしても好奇心なり、そういったものから成人された方が吸われる方もいるということも否めない事実だというふうに思っております。

ただ、たばこは決して良いものではなく、悪いものであるということは承知のとおりであります。ただ、嗜好品という部分で、ストレスだとかいろんな総合的に考えると、たばこが決して悪だけではなく、その人にとっては何と言うんですか、ストレスを解消したり、そういったものがあるという部分が否めない事実ではないかなというふうに思います。

ただ、子供達というのか若い世代には、たばこに対する体への影響という部分では、例えば、薬物乱用防止という形の中でライオンズクラブの方々が協力をして、いろいろと機会を持って周知をしておりますけど、そういった中でもたばこの害を子供達に伝えていたり、今、学校の保健の中にも確か、たばこの部分が入っていたかに記憶をしております、そういったものについては授業の中で、子供達にたばこの害がしっかり伝わっている状況になっているかと思っております。そういったたばこに対する認識をそれぞれ個々で考えて、大人になったときにどのように自分がそういう自分の体を守り、そして、たばこをどう使うのか、吸うのか、吸わないのかということ判断していってもらい、そういう知識をしっかり持ってもらうことが重要だというふうに思っておりますので、そういったものは更に高めていきたいというふうに考えていることを申し上げ、再々質問の答弁をさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは議長のお許しがございましたので、私の方から一般質問をさせていただきます。

私の方からは、空き家の公益的活用について、これを提案を交えて町長に質問をさせていただきます。

まず、新十津川町の住生活基本計画、これが平成25年3月に策定されているものですが、このデータによりますと、本町の持ち家率というのは、他の自治体また北海道に比べて非常に高い状況にあります。今後、少子高齢化等による人口減少に応じて、こういった持家が空き家になっていくということが、今後、想定されていきます。

町では、平成26年度に空き家バンクを開設し、今、町のホームページなどインターネットなどによる情報提供を行っていますが、登録される情報は少なく、空き家の利活用には大きな効果が見られてない現状にあると思われま。

今後、恐らく急速に増え続けるだろうと予測されるこの空き家に対しての対策に向けて、

この空き家を地域の資源として、地域住民が主体となり集い、活動する場所、例えば、託児やサロン、私設塾などへの活用など、空き家の更なる利活用に向けた取組みを行うべきと提案したいのですが、町長の考え方についてお伺いしたいと思います

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは4番議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、住生活基本計画の内容から数値などを引用していただいたかというふうに思います。平成22年では持ち家が2,033戸、78.3パーセントということで、非常に高い割合になってございますし、平成34年においても2,020戸ということで、同じ78.3パーセントということで、高い割合を維持していこうという計画になっているところであります。

そういった中で提案を含めた内容について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず本町では、人口減少に歯止めをかけるべく定住促進策として、平成26年4月から新築及び中古住宅の取得に対し支援を進め、併せて住宅建設、取得が図られるよう、空き家、空き地及びアパート情報を提供するバンクを構築をしているところであります。

さらには、平成27年に策定をいたしました総合戦略において、住み慣れた場所で継続して生活できる暮らしの確保を目標に掲げ、平成28年度からは住宅リフォームの支援を進めているところであります。このリフォーム助成制度により、中古住宅などの購入も促進され空き家対策の一端も担っているところであります。

ご質問のありました空き家バンクの登録件数が少なく、空き家の利活用に大きな効果が見られないというご指摘かというふうに思いますけれども、確かに、平成26年度からバンク制度を導入し3年半が経過し、その間、登録数が6件とあまり件数が伸びていないのが現状でございます。しかしながらご承知のとおり、登録数6件のうち5件は買い手が現れ、売買が成立したと聞いておりますし、定住促進対策事業でも、中古住宅の購入助成者も平成26年度から現在まで22件となっております。これらのことを考えますと、中古住宅を求めたいというニーズの高さが伺われているところであります。

また、定住促進対策事業は防災の観点から耐震基準を満たすこととし、建築基準法の改正のありました昭和56年以降の住宅を要件としておりますが、この要件を満たさない昭和55年以前に建築された住宅を購入されている方も多数おられると聞き及んでいるところであります。

このようなことから、今、4番議員から提案がありましたけれども、今、有効に活用されているという状況を鑑みますと、空き家を地域資源として公益的な活用に向けた取組みという提案でありますけれども、前段説明をしたリフォーム助成は、本町に末永く住んでいただくことを目的とした制度でございますし、総合戦略の大目標であります人口減少に歯止めをかけるため、住宅はやはり住宅としての利用をしていただくことが、その基盤を守ることに繋がると思いますし、まずそのことを第一義的に進めたいというふうに考えております。

そのようなことが、もし仮に中古住宅が余るというんですかね、活用されていないということが生じた場合には、提案をしていただいたようなことも考えなければならないという

ふうと考えておりますけども、まずは今、住宅は住宅として活用していきたいことを第一義的に進めていきたいと思っております。

なお、今後とも何らかの理由で空き家となった住宅につきましては、町広報紙やホームページはもとより、上下水道の閉栓届の際を通じ、さらには固定資産税の納付書発行に伴い案内文書を同封させていただくなど、できる限り空き家バンクに登録をしていただくように勧奨し、地域資源としてできる限り有効に活用をしていくことを申し上げ、4番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 4番議員、再質問ございますか。

はい、4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 私は今回、この提案をさせていただいたのは、恐らく空き家の本格的な問題というのは、これから出てくるんじゃないかなと思うんですよね。

私も、自分の自宅前後左右を見渡すと、空き家になりそうだなという物件はたくさんあるんです。ですから、これから本町は、この空き家の問題というのは、かなり大きくなっていくんじゃないかなというふうに思われます。

昨年、平成28年度にこの空き家バンクの実態調査というのが行われて、その報告によると、空き家バンクの登録物件というのは売買物件が66パーセントで、賃貸物件が34パーセントと言われます。

ただ、成立については、賃貸物件の方がパーセンテージは高い、いわゆる成立する率は賃貸物件の方が高いというふうに言われています。これはどういうことかということ、所有者とか不動産は、やはり物件を何とか売りたいというニーズがあるんですが、実際、今、物件を求める方というのは、先ほど町長からもお話があったように、中古住宅のニーズであって、また、その購入に至らない経済力の方は、やはりこの賃貸というのを求めてくるのが大きいというふうに言われています。

例えば、アパートだとか公営住宅に住んでいる若い夫婦が、子供ができれば、やはりお子さんが騒いだりして周りに迷惑かけられないので、どこか安く借りられる物件はないかと、そういったケースがやはり今、多くなってきてます。そして本町も、そういうケース、結構あるんです。

ただ、先ほど言ったように売りたいという売り側と、安く借りたいという、いわばそのニーズのマッチングがうまくいなくて不成立という状況が、これは本町だけじゃなくて全国的に見られるというふうに言われております。

そして今、その報告の中には、空き家バンクをやっている自治体の悩みというものがあるんですが、やはり売主、買主の情報が集まらない。やはり空き家バンクをやっても、そんなに多くの物件が集まってこない。ただ地域では、どんどん空き家は増えていっているという状況があると。

それともう一つは、やはり行政側として、その物件の活用方法を提案することがなかなかできない、行政の立場として。そういったようなことが載っておりました。

ただ、この空き家バンクがなかなか機能していないというのは本町だけの課題ではなくて、多くの自治体でも本町と同じように、先ほど3年半かけて6件しかないという状況ですが、多くが同じような状況になっています。ただ、一工夫も二工夫もしている行政の中では、これをものすごく活用して、まちづくりの一環として力を入れている行政もありま

す。

これちょっと実際本ですね、これ図書館にも置いてあるんですが、空き家活用術というような事例なんかも載っている本でもあるんですけども、そういったところはやはり、行政だけでやるのではなくて、中間支援団体がやっぱり必要だというようなことが書かれてあります。これはどういうことかという、やはりこの空き家バンクというのは、所有者によって大きく左右されちゃうんですね。やっぱり買いたい人がなんぼいても、売りたいなくなったり、そのまましておきたい。例えば、税金のことだとか、なかには親の物が入っていてそれを片づけるのも手間だとか、そういったことで空き家にはなっているけれども、別に売りたいくも、貸したくないよという方が多いと。

そういう状況がある中で、やはりその所有者にどう働きかけるかというところが一番大きなポイントになってくるというふうに言われております。

ただ、先ほどもちょっと私言ったように、行政が主体でやるとどうしても確実性だとか、そういったところが求められてくるので、非常にリスクが高いがゆえに行政だけでやる空き家バンクというのは、ただ、登録された物件を公開するというだけにとどまって、マッチングだとか交渉について、あとは双方でやってくださいよというところの方が多いうのが現状なんです。

先ほど町長がお話があったとおり、本町は、移住、定住で、どちらかという持ち家の充実というところに力を入れた施策を打っていると思うんですね。先ほどの行政報告でもあったように、人口は減ってるけれども、世帯数が増えているというのは、これはこの定住、移住施策の大きな効果だと思います。

ただ一つ、この空き家ということを考えると、今後、急速にこの団塊の世代が後期高齢者を迎えていくというふうになってくると、それが逆にリスクにもなるし、でも施策のやり方によってはまちづくりのメリットにもなる。

本町は先ほど言ったように持ち家率が高い。そして、持ち家の充実を図る施策を図っているのであれば、近い将来、課題としてもう見えてきているこの空き家対策について、今のままの空き家バンクのやり方でいいのか。それとも今、全国各地で本当にうまくいっていると言われている施策では、例えば相談窓口を設けるだとか、例えば所有者がどんな人か、そしてどんな悩みを持っていて、どんな支援が必要なのか、そういった実態調査をしっかりしていく。それと詳細な情報提供をする。今は、提供側の情報しか載せていませんが、例えば、地域でこういう活動したいから、こういう場所を探しているんだよとか、そういった求める側の情報も、例えば、インターネットなどで公開をしながら、属に言うマッチング支援ですね。ここが一番難しいところだと思うんですが、このマッチング支援をやはりやっていくということを、私は、やっぱり一歩踏み出した施策として、本町はやっていくべきではないかなと、まずできることから、何か一つでもやっていって、この空き家バンク一歩踏み込んだような、充実に向けて取り組んではどうかと思います、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 非常に先を見据えた、すばらしい提案だというふうに考えております。

ただ、今どのように進めていくのかという部分では、先ほどの答えと重複になるかもしれませんが、まずは住宅として活用をしていくということを今は進めていきたいということでもあります。

それと住宅というのは、個人の財産ということであって、先ほど4番議員さんからもお話ありましたとおり、空き家ということは分かっているけども、親が入院しているだとか、いろんな状況の中ではなかなか住宅を売買するにいたらないだとか、そのまま置いておきたいだとか、そういった個人的ないろんな都合もあって、個人的にしっかり残しているという方もたくさんいることも承知はしております。

現実には空き家になっていて、もうそこに住まわれないお宅もあるのは把握はしておりますが、やはり個人の財産でありますから、こちらから一方的にそういったことを先に進めるといふことにはならない現状にあることもご理解をしていただきたいというふうに思います。

ただ、いろんな意味で先ほど空き家の有効活用の部分では、登録バンクだとか、それと中古住宅の部分では5件が成立しています。22件の方が中古住宅を買い求めているという部分では、空き家から今、住宅として住まわれている方が多いということになっておりますから、その部分は今の定住促進と住宅のリフォームが有効的にうまく活用をしていただいている効果だというふうに認識はしております。

ちょっと話は大きくなりますけども、全国的にその空き家というのは非常に今、増えております。特に東京、大阪の空き家の件数が今、問題になっているんです。その空き家の率という部分では、どちらかというとな北海道は高い率になっておりますけども、件数はおかげさんというのか、何となくわかる範囲の中の件数で掌握ができていく状況になっておりますから、その件数を少ない件数の中でいかにその件数の中で有効活用していくのかということが、4議員さんと同感であります。

そういった中では、まずその空き家になっている所があって有効的に活用できる。親御さんがいないだとか、いろんな状況でその住宅に戻らないということが判明をした空き家については、個人の財産として、自分が使わないというか、その家族的に使わないということであれば、そういったものを情報として登録バンクにできる限り増やすように奨励をしていくことは、先ほどの内容と同じになってくると思いますけども、そういったことをまず進めていきたいということでもあります。

ただ将来的に考えますと、人口減少は今歯止めをかけておりますけども、新十津川のみならず全国的に人口と戸数、世帯数も減っていくということは、将来、今のところを予測するのは確かでありますから、そういった状況の中で、いかにこの新十津川の町を積極的にPRをして新十津川に住んでもらう。そういった部分では農業の部分、そしていろんな雇用の部分、そういったことも総合的に考えていくことが必要だというふうに思っておりますけども、そういったことも順次進めながら、しっかりその住宅が活用できる、人口が増える、そういったことをまずは進めていきたいというふうに考えております。

そういった中において、今後、住宅がさらに空いてくる。そういった部分については、今ほど4番議員から提案のあった託児所なり、いろんな福祉の活用だとか、そういったものも出てくるというふうに思いますけども、今現在、特に福祉の部分については、今、明和会なり社会福祉協議会なり、ほかの福祉施設もありますから、今現在の中では、福祉の

中では一定程度充足をしているというふうに思いますけども、今後、その状況だとか変わってくる中では、今ほど提案のあった分については、必要なものが発生をすることは予測できるものがあります。

ただ、今の時点では取り急ぎそこにいたるということではなく、もう少し先を見据えて、その状況がうかがえる時点で、そういったこともしっかり対応していきたいということを申し上げ、まず、今は現状の住宅として活用をまずはしていくというと、何回も繰り返して申し上げませんが、そういったことで説明をさせていただきたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問。

再々質問を許します。

提言ということを含んでいるんですけども、ちょっと端的に質問してもらえればと思うんです。

○4番（小玉博崇君） 空き家をやっぱり、住宅として活用するというのは、私も本当に必要だと思いますし、それも第一にしたいというのは、すごく私も分ります。

それで再々質問では、ご存じかなと思いますが、国土交通省で平成29年度に空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業というのを行っていきます。これはどういった目的かということ、空き家の多様な利活用を進めていくために、民間事業者や法律関係者などとの連携を図り、市町村が持つ所有者情報を活用した取組みに対して国が支援すると。そういったものに対して国が支援をして、そういった流れをそのモデル的なものを全国的に普及を図るといような事業が行われています、今年度。それで、何箇所か採扱は受けているんですけども、これは非常に行政がその所有者の情報を外部に提供するという意味ではかなり難しい部分はあるんですが、これはもう既にその公表するガイドラインについても公表をされている状況なんですね。これはどういうことかということ、やはりその全国的な空き家の増加が懸念されていて、これまでの空き家バンクでの反省点を踏まえて、こういった行政と民間との一貫となった連携した取組みを国は推し進めたいよという流れなんだというふうに思います。

先ほど町長は、今の段階ではというふうな話でしたが、これは決してやったからといってすぐ成果が出てくるわけではないと思うんですね。ですから、うちの町もいずれその課題にぶつかるということが想定されるのであれば、やはりこういった先進事例に対して、いち早く挑戦していく、基盤をつくっていくということが町のスタンスとして、取組み方として、私は大事なんじゃないかなと思います。そういったことで、最後に町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それではご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほども売手、買手、いわゆるマッチングの問題を指摘をしていただきました。売手、買手、マッチングの中で、上手にしなければならぬという、ちょっと適切な表現でないかもしれませんが、そういうガイドラインなりの提示の仕方を適切にやっていかないと、逆に、今、住んでいる方が、逆に違った所に出ていくというマイナス効果が生じてく

ることもあるわけだというふうに考えております。ですから、空き家だけでなく、高齢の方が、逆に今このタイミングを持って、いわゆる売手と買手を出すことによって、逆に買いたいという人があった時に、今住んでる人が、住んでもらいたいということが我々に思っている、その制度を作ることによって、この機会に町にから出てくということが生じないようにですね、そのガイドラインなり、そういう方法を円滑にということなのか、ずっと住み続けたいっていうことをですね、まずそのことを守りながら、ほかの買手と売手のマッチング、そして今の国の制度に支援する策だとかですね、それをうまく適切にやっていかねばならないというふうに考えております。

今の段階では、その方法がまだ見出せていない、そういった部分では、今、住み続けてもらいたい。そして全く住んでない所には住んでもらいたいということ、まず進めたいということ、将来的には4番議員さんの提案はよく承知しておりますので、そういったことを十分考えながら進めさせていただくと申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

（午後 2 時06分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、引き続き、一般質問を行います。

（午後 2 時20分）

○議長（長谷川秀樹君） 次に3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 議長の指示がございましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私は、町長に本町の鳥獣被害対策についての質問をしたいと思います。

近年、シカやアライグマなどの野生鳥獣による農業被害が、本町でも多発しております。山間地の農地だけでなく平地でもその出没が認められ、作物が食い荒らされ大幅な被害減収をもたらしているところでもあります。

本町では、平成28年に作成された鳥獣被害防止計画に基づいて、捕獲に関する取組みと防護柵設置に関する取組みを行っているところでもあります。

ヒグマやエゾシカなどは銃器、くくりわなによる捕獲を行っていますが、猟友会会員の高齢化やわな免許取得者の減少で広範囲の捕獲が困難な状況にあります。

また、アライグマについては、箱わなによって捕獲していますが、貸し出す箱わなの数が限られていることなどから、生息数に対する効果が現れているとは言いがたいところにあります。

また、電気柵については、中山間直接支払い事業において一部地域で設置しているだけで、沢地帯が多い本町では設置経費がかかり、なおかつ維持管理が煩雑なことから、電気柵の整備は計画されておられません。

このような状況下で本町の農作物が本当に守れるのか。増殖する野生鳥獣に対する施策としては余りにも脆弱でないのか。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは3番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町の鳥獣による農作物被害額について具体的な数字を申し上げますと、平成28年度では総額で2,080万円。平成27年度が総額で3,690万円であり、大きな被害額となっているところであります。平成29年の捕獲頭数は、11月末現在でエゾシカが292頭、アライグマが89頭であり、平成28年度、前年度であります。エゾシカは201頭、アライグマは69頭でありましたので、捕獲数から推測すると、平成29年での農業被害額は、平成28年度よりも増加するものと予測してございます。

平成29年度現在までのエゾシカの捕獲費用は約347万円、処理費用は596万円で合計で943万円となっており、アライグマの処分費用につきましても約38万円を支出しているところであります。

また、ご指摘にありましたように、猟友会も高齢化などで会員数が減少していることから、有害鳥獣駆除体制の強化策として、猟友会への新規加入を条件に銃の所持免許などを取得する際の助成を行っており、今年1名がこの制度を活用して猟友会に入会をしたところでありまして、もう1名、さらに現在、狩猟免許を取得中でありまして、更に増えるということでもあります。

町といたしましても、有害鳥獣対策として、多額の費用をかけ駆除に取り組んでいるところでありまして、捕獲体制強化の面でも支援を行っているところであります。

農業者の皆様におかれましては、エゾシカのくくりわなの免許を取得されている方もいらっしゃると思います。わな自体を枝や葉でカムフラージュすることで捕獲できる確率が高くなるようでありまして、アライグマの箱わなにつきましても、箱わなを設置する効果的な時期は、出産時期である3月、4月であると言われております。

町におきましても、少しでも効果的な捕獲につながるよう、エゾシカやアライグマの習性やわなのかけ方についての講習会を開催しております。春作業で忙しい時期であったり、取得に少しく時間がかかるなど課題はありますが、自分の農地は自分で守るという考えのもと、農業者の皆様にも自衛策を工夫しながら取り組んでいただければありがたいと考えております。

また、中山間集落では、中山間地域等直接支払い交付金を活用して、農作物の被害軽減に効果的なエゾシカ用の電気牧柵を3地区で15.3キロメートル敷設しておりますし、アライグマの箱わなは、現在まで各地域において34台購入をしていただいております。アライグマの箱わなはある程度長い期間設置することになり、町からの貸出回数も限られておりますので、それぞれの地域の皆様には、中山間地域等直接支払い交付金や多面的機能支払い交付金の活用による購入を、是非前向きに検討いただければと考えております。

有害鳥獣対策につきましても、町といたしましても、猟友会や農業者の協力をいただきながら多額の費用をかけ取り組んでいるところでありますが、エゾシカやアライグマの生息数はなかなか減少いたしません。有害鳥獣の農業被害を減らすために、やはり個体数を減少させていくことが重要であります。単独の町での対策にも限界があり、全国町村会、全道町村会や中空知定住自立圏においても有害鳥獣対策について問題提起をしているところであります。

この鳥獣対策については農作物被害にとどまらず、市街地にまで拡大をしているなど、全国的な対策が急務であり、前段も申し上げましたが、町村だけで解決困難な、まさに災害と言うべきレベルに達しているものと考えております。

したがって、町としましても、管内の連携や全道的な取組みに加え、国の支援策についても継続して強力に要請を行っているところであります。

町は公助として有害鳥獣の駆除を推進してまいりますので、農業者は自助として、また地域は共助として農作物を守るため、それぞれの役割の中で協力し合いながら有害鳥獣対策に努めていただければと思っております。以上申し上げ、3番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番議員、再質問ございますか。

はい、再質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） 丁寧な答弁、誠にありがとうございました。

様々な対策をされていることは十分に承知しております。ただ、野生鳥獣の行動の範囲の広域化、また急増する個体数に対策が追いついていないことは明らかであります。

アライグマについては、12月3日の道新の滝川支局の記者がその実態を記しております。道内の捕獲数は初の1万匹台に上り、農業被害額が1億円に届く勢いで、管内別では空知管内に最多の3割が集中しているということです。1年に4、5匹産む繁殖力の高さが問題で、何もしなければ10年で50倍にも増えるそうであります。試算では、捕獲数が全体の4割以下だと増加傾向を抑制できず、5割以上捕獲しないと減少しないということです。

先ほど申されましたように、貸し出し34個の箱わなということでしたが、限られた数ですとあまり効果が上がらず、抜本的な対策を講じないと被害の増加は免れない状況であります。

本町では、アライグマ駆除協議会を発足させ、その対策に乗り出したというふうな報道もありました。協議会も大切であります。私は、地域ぐるみでこの問題に対処していかなければいけないのではないかと、そういうふうに思っております。

また、ヒグマやエゾシカについては、銃器、くくりわなによる捕獲にも大幅な増加は見込めないと思います。やはり、その生態をよく分析した上で、予防となる電気柵の設置が重要ではないかと考えております。

本町では、今まで被害が少なかったことからその設置が遅れて、先ほど町長の発言にありましたように、電気柵では15.3キロくらいであります。近隣の市町村では、鳥獣被害交付金によって100キロ単位、400キロを設置されているところもございます。

現在では中山間地域事業でしかその対応をしていないところでありますが、地域でも農家戸数の減少もあり、春先の電線張り、夏の周辺の草刈り、秋の電線改修という維持管理の作業負担が増大しているところであります。若手担い手農家の努力によって被害を抑えていると、そういうのが現状であります。

このような状況を改善するためにも、新たな取組みが必要と考えるわけです。町全体で鳥獣害に対する取組みがとれないか、電気柵の設置管理作業の協力が得られないかと思うわけであります。

農水省のホームページに、このようにあります。進入防止柵の設置にかかわる自衛隊の協力を防衛省でも検討しているということです。是非このようなこともですね、自衛隊協

力会をとおして滝川駐屯地に要請できないものでしょうか。

また、先ほどのアライグマの話に戻るわけですが、平地でもアライグマの出没が認められております。少しでもアライグマの個体数を減らすことを目標に、箱わな購入費の補助、前やっておりました半額補助の復活、または捕獲の奨励金とでも申しますか、1頭捕獲すれば3,000から5,000円という例が本州の自治体にもございます。

このような制度を本町でも取り入れる必要があるのではないかと、そういうふうに思うのですが、町長はどう思われるか見解を伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 鳥獣被害の関係では、先ほどちょっと説明をしておりませんでしたけども、うちでは猟友会、捕獲する方は少ないんですけども、捕獲頭数は非常に多い状況になっております。

空知管内を見ますと、芦別と新十津川が一定程度捕獲をしているという状況で、ほかの市、町はどちらかというと、やっぱり猟友会などの人数、高齢化のことから捕獲頭数は少ないという状況になっております。

幸いうちでは、本当に少ない人数の中で捕獲を積極的にしている方がいて、そういった部分では農業被害の軽減に努めているという状況にある中で、様々ないろんな対応が必要になってくるというふうに考えておりますが、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたけども、町だけでやるには限界がどうしても出てくる。動物には町界がないので、どこでも行ってしまうというのが現状でありますので、今までの状況でいくと、隣り町から来てるのが、今、新十津川で捕獲してるのかもしれないし、そのことは全然予測しがたいことになっているわけでありまして、ただ、そういうことはやはり今、農業者が一番被害を受けないように、新十津川のエリアに来ている有害鳥獣を積極的に猟友会の方々の協力によって捕獲をしていただき、さらに猟友会の人数も増やすように努力をいただいているところでございます。

アライグマの捕獲をした後の協議会、これは町の独自の体制中で処理体制を円滑にできるという形を誇示させていただいているところであります。これもいろんな地域ぐるみの中の一環ということで取り組んでいる一つだというふうに考えているところでありますけども、今、地域ぐるみでは農業者が個人で自分の農地に入る分は自分でできる限り捕獲をしてもらって、中山間などで箱わなを買って共助で捕獲をしてもらって、自分の土地にしかけたわなについては役場の方に持って来ていただくと、あとはうちの方で処理をする協議会で対応しているという状況になっております。

ですから、それぞれ地域ぐるみの中で、それぞれの役割の中で対応していただいているのが現状かというふうに思います。

提案のありました自衛隊の協力という部分であります。このことについては、今始まったことではなく、過去から有害鳥獣対策ということで、いろいろ検討を加えて対策をしているところでありまして、自衛隊の協力も全道的なことの取り扱いをまって要請をした経緯はございます。自衛隊の協力については、例えば、エゾシカをすぐ捕獲をする。銃を撃つということにはいたらないんですね。その道を確認したり、その周辺の事前の体制までしかいたらないので、現実的にはエゾシカなりの捕獲ができる状況にはなかなかない

かないということになっております。

今ほどご指摘がありました農水省のいろんな取組みの中で、国としてももう少しそういったことを北海道だけでなく、全国的にエゾシカ、アライグマ、サル、そういったものの有害鳥獣を進めていかなければならないということが、本当に災害と同じだというふうに考えているところでもありますので、そういったものをもっと国の方の支援を積極的に要請をし続けていきたいと考えているところでもあります。

それと電牧の話もありました。電牧については15.3キロあるわけでありましてけれど、そのことについてはやっぱり地域の方がその電牧を外したり、また付けると、そうしながら自分達の農地を守るという、そういった精神の中でやって今の距離にあるのはご承知のとおりだと思います。

ただ、これが違う自衛隊の手でやると、自分の農地であっても、やっぱり自助の気持ちが薄れる懸念もありますので、そのことについてどういうふうに自衛隊の協力を得られるかという部分もありますし、今後、そういったことはいろいろ検討を重ねていきたいというふうに思っております。

それぞれ農業者が一生懸命頑張ってもらっています。地域でも頑張ってもらっています。行政としては、しっかりと駆除をできる費用を捻出をしているところでもありますので、今後においてはやはり、それぞれの限界を超える部分が多いので、やっぱり国なり北海道なり、そういったところで大きく舵をとっていただきながら、全道的に駆除をしていくようにしていかないと、このことは前に進んでいかないというふうに思っておりますので、繰り返しになりますけれども、町以外のそういう体制の中で、積極的に有害鳥獣対策をまたいろいろ近隣町村と協議を重ねて検討していきたいということを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

はい、3番、鈴木康裕君。

○3番（鈴木康裕君） 今、町長の答弁の中にいろんな対策を施して、自衛隊についてもちょっと難しいようなこともございましたが、農水省の方でもこうやって出していますので、何らかの手はあると思います。自分達で設置するのは、だんだん、だんだん距離が、延長が大きくなりまして、非常に少ない人数では難しい状況になってきているということをお知らせしたいと思ひまして、先ほどの話をしたわけでございます。

また、少ない人数で狩猟をして、新十津川ではこれだけの駆除実績があるということですが、限られた人数で本当に一所懸命やっつてる方はそうなんですけれども、その方がもし何かあったときはどうなるかという体制が非常に心配なところでございます。

先ほど申されましたように、今年、免許取得者が1名、また猟友会に入られた方が、また1名増えたということで、非常に喜ばしいような状況ではあるんですが、このどんどん増加するケースに果たしてついていけるのかどうなのかと、その辺が非常に心配なところでございます。

やはり野生鳥獣の生態、これを詳しく分析して、個体数が今現在どうなっているのか、その辺の状況も把握して、更なる鳥獣被害の防止計画を立てていかなければならないと、そういうふうに認識するわけですが、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度、町長のお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 先ほどの前の質問中でちょっとお答えしてなかった部分があったかと思うんですけども、捕獲した費用に対して助成をしてはどうかという部分については、ちょっとお答えしてなかったんですけども、そのことについては、特に予定をしていないということを申し上げたいと思います。

それと、今ほど生態の調査ということのご指摘かというふうに思っております。地方独立行政法人で、北海道立総合研究機構という組織がありまして、そこでは今、エゾシカの生態調査を積極的にしているところでございまして、来年度からは、アライグマの生態調査、これだけ多く増えているアライグマの実態を鑑みて、そういったことを検討していきたいということを聞いておりますから、さらに町からその機構にお願いをして、アライグマの生態調査をお願いをしていこうと考えております。

その生態が分かることによって、先ほども春先の捕獲時期、そしてどういう経路でアライグマが生態として川のへりを行動するのか、そういう捕獲場所も適切な場所が把握するというふうに考えていますので、やはりそれぞれの動物の生態をしっかり把握することが、捕獲の確実性にも高まってくるというふうに考えておりますので、そういったことも依頼を積極的に進めていきたいということを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、町長に非核平和都市宣言について、お伺いをさせていただきます。

北朝鮮が核実験と弾道ミサイルの発射を繰り返していることは、町民にとっても重要な脅威であると思っております。また、日本は世界で唯一の被爆国であり、戦争放棄を定めている国でもございます。水と緑に育まれた自然と豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子供達と美しいふるさとのために、町民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することを改めて確認し合うためにも、平和と核兵器廃絶、非核三原則の遵守などを求める内容の宣言を、本町が行うことについて、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは1番議員さんのご質問にお答えをいたします。

1番議員さんのご指摘のとおり、日本は唯一の被爆国として、再びその悲劇を繰り返してはならないという願いのもと、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則を守り、これまでも国連などの場において核兵器廃絶を世界に訴え続けてきたところですが、世界では未だに核実験が行われ核兵器の廃絶が実現していないことは、大変残念なことであると思っております。

本町としても、私達人類が、広島、長崎の被爆の悲劇を二度と繰り返すことのないよう世界各国の自治体と力を合わせて、核兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいくことを目的に、広島市長が会長を務める平和首長会議に昨年加盟したところでございます。

核兵器の廃絶へ向けた国内外の世論が一層喚起され、核兵器のない世界が1日も早く実現するよう強く求めていくことは、私も同感の気持ちであります。

非核都市宣言についてでございますが、各自治体が非核都市であるという宣言を表明している自治体も数多くありますけれども、その表明をすることよりも、国家間で時間をかけて外交努力を重ね条約締結につなげるなど、やはり国家レベルでの対応が重要であると考えております。

したがいまして現在のところ、本町が独自に非核都市宣言を行う考えではございません。なお、戦争が引き起こした不幸な歴史は決して風化させることなく、様々な教育の場などを通じて戦争の悲劇と平和の尊さを後世に伝える努力も今後、続けていくことを申し上げ、1番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問ございますか。

はい、1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 町長の答弁では、本町では非核平和都市宣言をやるつもりは、今のところはないという答弁でした。

日本非核宣言自治体協議会調べによりますと、北海道では179市町村のうち118自治体が表明をしております。また、空知においては10市8町が非核平和都市宣言をされております。加えて核兵器完全禁止アピールには176市町村、被爆者国際署名には138市町村長が賛同署名をされております。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、本町の熊田町長におかれましては、平和首長会議に2016年7月に加盟をされているところは大きく評価するところでございます。

国際レベルの前には、まず、日本国で被爆国である日本国が一丸となって非核平和都市宣言を市町村がやっていくのが一番大切なのではないかと私は思うところです。そういうことによって、国が今まで表明していたことを今は覆して、非核平和都市宣言を違う立場で表明しているのも事実でございます。

また、今月の10日には、ノルウェーの首都オスロで核兵器禁止条約の採択への貢献が評価され、国際的なNGOの連合体核兵器廃絶国際キャンペーン、アイキャンのノーベル平和賞授与式が行われたりとかしております。

このようなどころから見ても、このタイミングで本町が宣言されるのが最高なのではないかと思ひ、今回この質問をさせていただくことにいたしました。

このように今、世界で注目されているこの非核平和都市のことについては、まず、各自治体の一つ一つできることをやっていく、その上でこんなにも国の市町村が頑張っているなら、国でもそういう方向に進もうかっていうことになるのではないのでしょうか。

まず、自治体が声を上げていく、そのことが一番大切なのではないのかなと思うんですが、そのことについて、町長はどのようにお考えになりますか。お聞かせください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 考え方は、私も同感であるということは先ほど言ったとおりでありまして、ノーベル平和賞をいただいた中で、アイキャンのサーロー節子さんが被爆者として演説が行われました。ご承知のとおりだというふうに思います。

人類と核兵器は共存できない。そして核兵器は必要悪ではなく絶対悪。核兵器の終わり

の始まりにしたいというふうに、本当に大きな演説をしていただいたとご感想でございます。

そういった中において、そういう発言が大きく国を動かす力になっていくというふうに、私は認識をしております、そのことが国どうしとのやり取りの中で、世界的に核兵器を絶対廃絶する。被爆国として、日本政府がいろんな国に問いかける、積極的にそういったことを進めていくということが、一番世界の平和につながっていくことではないかなというふうに考えております。

今、ノーベル賞を受けた暁にという中で、国同士の動きやすいタイミングになっているのではないかなということから、特に今のタイミングの中では宣言はせず、国の国家間の動きの中で、しっかりそういったことが進められていくことが一番望ましいということから、そういう宣言という内容については同感でありますけれども、ただ今の段階では、政府間のやり取りの中で、しっかり世界平和、人類平和、みどりと自然を守るという形を精力的に進めてもらいたいと考えていることから、町の宣言は今の段階では申し訳ありませんけれども、しないということでもありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） まだ、再々質問ございますか。

はい、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 議会の最初には町民憲章、議会議員の皆さん、理事者の皆さんで朗読される最後の中にもございます、未来に夢をもち、子どものしあわせなまちにする。そういうことも町民憲章の方に書かれておりますので、是非非核平和都市宣言、本町でも行っていただけるように、前向きに考えていただくことをそれを提案させていただいて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、5番、白石昇君。登壇の上、発言願います。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、平成30年度以降の本町の農業政策はということで、質問をしたいと思っております。

平成30年につきましては、基本指針がもう既に示されておりますが、従来と違って取組みが全く、方向性が変わっていくということでもあります。それで農水省から平成29年11月から平成30年9月までの生産販売の取組みスケジュールということで発表されております。各府県の既にこういう方向性で行いますよというというような事例も含めた形の中で示されております。

基幹産業を守るという立場から、このことは早く農業者に伝わり、営農に支障を来たさないようにしていただきたいなど、そのように思うわけでありまして。今後の本町の農業政策をいかに進めていくかという、今後の政策の本当の根幹になる年になろうと思っております。

どうぞ十分な協議をした上で、農業者の十分な理解を得られるような政策を進めていき、そして再生が可能な農業ということでもありますから、再生でなく更に一步進んだ農業を含めまして、そういう政策を、是非確立していただきたいと思うわけでありまして。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは5番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。
最初に今年の米の状況を少し説明をさせていただければと思います。

6月の異常低温と日照不足があったものの、農協への出荷、確約数量に対し110.3パーセントとなる30万7,696俵、また、高品質米の割合も51.2パーセントとなり、農家と農業関係団体の皆様の普段のご努力により豊穰の秋を迎えることができ、大変喜ばしく思っているところでございます。

また、作況指数も7年連続100を超える103となり、北海道有数の米どころとして安全安心な良食味米を生産し、信頼される産地として、道外からも産地指定を受ける米の産地となっているところでございます。

本町は、水稻が基幹産業の町でございますから、農業が活性化することが町の元気につながるものと考えております。

この農業の活性化策の一つとして、今年の8月に締結いたしました奈良県、母村十津川村と本町の三者による連携協定につきましては、本町の農産物の魅力発信のため力強く推進をしております。

さて、今年で昭和44年に始まった国による生産数量を配分する枠組みが、49年という長い歴史に終止符を打ち、農業行政の大きな転換期を迎えております。

平成30年産米からは、国による生産数量配分が廃止にされますが、北海道においては、米関係者が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、北海道及び地域の農業再生協議会が主体となり、現行の生産数量目標に変わる生産の目安を設定することとしており、今月中旬には示される予定でございます。

この生産の目安に基づく今後のスケジュールなどの本町での取り組み方針は、去る11月9日に農業関係団体で構成をする新十津川町地域農業再生協議会において協議決定され、農業者の皆様への作付希望調査は、12月4日に通知を行い、現在、取りまとめを行っているところでございます。

生産の目安につきましては、主食用米を安定的に生産し一定の価格を確保していくための取り組みとして、地域農業再生協議会が中心となり、農業者の皆様にご丁寧な説明を行ってまいりますし、本町の主食用米の作付につきましては、今までと同様に地域間調整などを活用しながら維持拡大を推進をしていくところでございます。

今後の農業施策についてでございますが、近年、農業の担い手としてUターンによる就農者が増えており、本年においては夫婦を含め10名の方が就農されております。こうした担い手に対する支援は、平成24年に町とピンネ農協が共同で設立したピンネ農業公社が役割を担っており、ピンネ農業公社では、新規就農者に対する様々な手厚い支援メニューがございますが、今後はUターン者が増える傾向にあることから、親元に戻られる後継者の皆様も、意欲をもって農業経営に取り組める支援メニューの拡充について協議を進めているところでございます。

また、本町農業の持続発展のためには、次世代に向けたスマート農業の推進も必要であると考えております。このことについては、以前、3番議員からも質問があったとおりで

ございまして、スマート農業は、農作業の省力化や効率化など大規模化に対応できるほか、データに基づく農業生産により品質の安定や向上が期待され、その技術は日々進歩しているところでございます。

現在のところ大規模な畑作地帯での導入が先行しておりますが、今後は水稲においても必要になるものと予想されますので、普及推進のための取組みを進めてまいりたいと考えております。

冒頭にも申し上げましたが、基幹産業農業が持続発展し、活性化することが、町の元気につながると考えておりますので、今後、担い手対策の充実やスマート農業の推進など、様々な施策を展開し、農家の皆様が安心して農業を継続できるよう、町の立場として農業行政の舵を取り、農協、ピンネ農業公社、普及センター、農業委員会、土地改良区、農民協議会、農業共済組合などの関係機関としっかり連携し、農業の振興発展に力を注いでいくことを申し上げ、5番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員、再質問ございますか。

はい、5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

町長が、既にご案内をされたとおりでありまして、50項目にわたる農水省の今回の生産調整の資料があるんです。結構、難しいわけなんですけども、農水省は、今回は数字を示さないという。数字は道と各市町村が示しなさいということで、もう既に12月の4日にそういう協議会を開いているということでもあります。

去年は、200町歩に余る地域間調整がなかなか半分ぐらいしかうちの町では消化をできなかったという、ちょっと時間的に差し迫った形の中で行ったということで、それで調整がつかなかったのかなという部分もあります。

うちの町は、はっきり主食の生産でいくんだという、そういう決意のもとに地域間調整をするのか、それとも多角的にいろんな取組みの方向にいくのかということ、生産者に向けてしっかりとしたメッセージを発しなれば、生産者も非常に選択に迷うところあります。そういうことをきちんと進めていっていただきたいなと思っております。

参考までに、従来までの44年から始まった生産調整に約7兆円の予算が投入されておるわけです。これは現場だけでなく、基盤整備とかいろいろあろうと思っておりますけど、是非とも次の取組みについては、もう少しきちんとした先の見える、地域が地域の責任をもって生産に取り組むという、そういう政策を、是非取り入れて欲しいなと、そのようなことをお願いをしたいと思っております。

再質問でありますけど、そういったことを強い決意で臨むというような一歩をお聞かせ願えればと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） まず新十津川の町の形態については、先ほども言いましたけども、米の主食用米を中心とした、そういった稲作農業を基幹産業として、持続発展的に進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、一部高収益作物、そういった方もいらっしゃいますから、そういった方々の取組み、これは農協の方で平成30年度から32年度までの中期的な目標となる第7次の地域農業

振興計画を策定をするという形になってございますので、現在、ブロッコリーだとかスイートコーン、ミニトマト、メロン、そういった重点作物が指定をされておりますから、それがきっと踏襲をしながら、そういったものも守っていくことになるというふうに思いますけども、基本は稲作農業、いろいろ産地として求められる新十津川になっております。このことは、農業者、農業関係機関の本当に努力だというふうに思いますから、そういったものをしっかりいろんなところにPRをし、今後においてもそれを戦略的に進めてまいりたいというふうに考えていることを申し上げ、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問はいいですか。

はい、それでは次の質問に入ってください。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） それでは次の質問に移りたいと思います。

次の質問であります。我が町では平成30年度から5か年の観光振興計画ということで、5か年の見直しをかけるということで進んでいると思っております。

私が観光協会の会長になりまして、9月の6日に役員で新十津川町の施設を見て歩いたわけであります。ふるさと公園をはじめとして、いろんな施設も相当年数が経っておって、相当再生をしなければならん部分とか、そういうのが結構見えるわけであります。

そうした中で、今月の6日の日に役員会を開きまして、新十津川町観光振興計画案ということをもとめて、答申をしたところであります。

そしてまた、関係者が集まりまして、3月から観光PR拠点構想という6回の会議も行いました。そのことについては、町長に報告をしてあるとおりであります。

以上のようなことを踏まえた上で、今後の観光振興を考えて、これらの取組みに対して官と民が一体となったような、協議する場所というのが必要になってきたんでないかなと思っております。そのことを含めまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは5番議員さんからの2点目の質問にお答えを申し上げます。

初めに結論から申し上げますと、官民連携による意見交換の場が必要という点については、私も、5番議員さんと同じ考え方であります。

今回の観光振興計画の策定や観光PR等拠点構想検討会議に当たっては、多くの意見が出され、また多岐にわたる内容の有意義な議論が交わされたと同っておりますし、計画書案や報告書の内容からもその様子を見てとることができます。

町が策定する重要な計画などにつきましては、各団体の代表者や一般町民からの公募により組織をする総合行政審議会において、総合的な見地で町民目線によるご意見を伺うこととなりますが、今回の観光振興計画書案につきましても、今月審議いただくこととしており、その後、パブリックコメントによる意見募集も行ってまいる予定となっております。

観光振興という分野は、計画された事業を展開し推進していくために、観光協会をはじ

めとする関係機関との連携が不可欠であることから、計画書案策定の初期の段階からご意見を徴収する場を持ったところでございますが、計画の策定だけではなく、策定後における事業の確実な実践と町のPRの一層の推進を図るためには、毎年の事業評価とともに関係者や関係機関との継続的な協議が重要であります。

また、観光PRなど拠点構想検討会議のように、関係者に意見交換の場が求められる場合には、個別に会議を招集させていただくことが必要であると思います。多くの皆様が意見を交換する場を持つことで議論が広がり、新たな方策を見出すことにつながりますし、関係者の共通理解が図られ、結果として、関係機関が連携しながら多くの町民が携わる中で観光事業が進められると考えております。

今後もしろんな声を聞く姿勢を持ち、たくさんの意見やアイデアをいただく機会を大切にしてまいりたいという私の考え方を申し上げ、5番議員さんの質問に対する答弁といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員、再質問ですか。

はい、再質問を許します。

○5番（白石昇君） 再質問であります。ただ今町長が、いろんな場を設けて意見を十分に聞いていきたいという答弁でございましたけど、私も、是非そのようにしていただきたいと思っております。

先の6日の日の役員会では、ちょっと時間が、突っ込みに入った段階で時間が来てしまったという感じで、まだまだいろんな意見が出尽くしてないなというふうな感じをいたしました。

農業問題もそうでありますし、すべての問題というのはやはり勇気を持ってドアを開けるということが大事だと思っております。ドアを開けて、そこから第一歩が始まるんだと思っております。是非ドアを開けていただきたいなと思っております。

最後に、この二つのことを質問いたしました。課題はたくさんあります。先日、テレビを見ていたら、世界的に有名な建築家の安藤忠雄さんという人と、小泉進次郎さんが対談をしておりました。すごく言葉に印象が残ったことを紹介をして、一般質問を終わりたいと思います。

安藤忠雄さんは小泉進次郎さんに、小泉さんは青いリンゴだって。で、青いリンゴのまま成熟して欲しいと。そういうことを申しておりました。そしたら小泉進次郎さんは、私もそのように思うと。小さい時、若い頃というのは、いろんな引き出しをたくさん持っている。ただ、大人になって年を重ねていく段階で、引き出しが一つずつ閉ざされてしまうと。政治の世界もそうだと。私は、是非、一生引き出しをオープンにしたままで政治の道に進みたいという対談の中で、そういうお話がありました。

すごく意味のある、すごく良い言葉だなと思っております。是非我が町もそういった引き出しをたくさん持った町に、今後も成長して進んでいってほしいなと思うことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 今ほどのですね、対談の感想を踏まえて、総括で町長から。

○町長（熊田義信君） まず、観光振興にかかるという部分で、成長発展をしていかなければならないというふうに思います。町にはたくさんの魅力、そして農特産物があるとい

うことでありますから、そういったものをPRをしていくことが、やっぱり新十津川の町に対するいろんな意味の経済効果があるというふうに思います。

ですから観光の部分から見ても、商工業だとか、農業につながる部分があったり、今後においては、農福連携だとかいろんなものものに派生をしていくのが考えられますので、観光をキーにしたときにも、農業というものが必要になってまいりますし、農業を見ても観光であったり、福祉であったりとか、いろんな町に係わるそういったつながりを含めることによって、町民の経済効果が高まるように積極的に推進をしていきたいということを申し上げたいというふうに思います。

また、いろんな引き出しが閉ざされないように、職員とともにいろんな引き出しを活用して、将来の町が更に発展するように創意を工夫して重ねていくことを申し上げ、答弁とさせていただきますというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、白石昇君の一般質問を終わります。

ここで15時30分まで休憩いたします。

（午後 3 時17分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、一般質問を続けます。

（午後 3 時30分）

○議長（長谷川秀樹君） 最後になります、8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは最後の一人として、一般質問をさせていただきたいと思っております。町長には長い時間、お疲れのことだと思っておりますので、端的に答えていただければそれで結構だと思っておりますので、よろしく願います。

国の方では、プライマリーバランスの改善を目指したやつを、ちょっと見通しがなくなってしまうというふうな感じの中で、また新たな経過が必要になりました。

北海道もご存じのように財政状況は決してよくございません。しかしながら、減額されていた管理職手当などが少しずつ復活するなど、少しずつ道内経済の部分でも上向きを感じられる部分が新聞なんかで読み取れます。

その中で北海道知事は一貫して言っていたことは、北海道の農業、林業、水産業、これらには非常に可能性がある。未来性があるということを常に言い続けていたように、私は感じております。実際に彼女もですね、彼女なんて言ったら怒られますけど、知事も最近海外に出かけて行って道産品を売るべく自らセールスをやっている、そういったことも新聞などで知ることができます。

そういった意味で、そういった流れの中からはだと私は思うんですけども、そういう第一次産業中で絶対的に不足しているのは、やっぱりマンパワーですね。そこがこれからどうしていこうかということが課題になってるのではないかなというふうに、私は思っております。

そういった背景を受けながら、今年だったと思うんですけども、北海道知事の執行方針の中で、2020年これを目標にして、林業後継者の育成あるいは林業後継者の技術者といいますか、そういった部分を何とか育てたいというふうな意向からだと私は思うんですけども、北海道林業大学校を設置したいということで表明しております。このことは道議会の方も理

解をしたような感じで新聞報道されておりました。

これを我が町に来て欲しいということで、空知振興局管内で、私の知る限りでは、芦別が手を挙げ、美唄が手を挙げというふうな形の中で、誘致活動を進め出したというふうなことになるようでございます。

そこで、皆さん米の話ばかりしますが、本町の総面積のうち、内訳を見ますと70パーセントを超えるものが山なんですね。ですから森林資源と申しますか、そういったものがこれからどう活用していくかということで、町を発展させる上で大事な要素になってくるんだというふうに思っています。

そういう中で、本町は他町村に先駆けて民有林の中に林道網ですね、いわゆる林業を進める上で基幹となる道、これを計画的に実は進めてきているんですね。これだけの林道網を、林道を持っている町村はあまりないはずなんですね。加えて、それに付属する作業道なんかの開設なども積極的に行われているようでございます。そういったことを通じて民有林の造林あるいは伐採、それから木を育てていくという行為を実施しているのは、町長もご存じだと思います。

そのほかに町有林は、公団分収、今、何というのか分かりませんが、要するに、そういうところと分収契約結んで木を育ててというふうな作業をやっています。さらにもっと言えば、創造の森みたいなものを作って、森林が持っている森林の中からある種の酵素が出てくるというふうなことが言われていますが、属に森林浴なんて言葉ありますけども、そういったものを身近な場所で提供するように造成を進めて町民に提供しています。それも当然、ご存じなことだと思いますね。

そのほかにうちの町には、あちこち無くなって森林組合が統合された形で森林組合あるんですよ。そういうことをいろいろ考えていきますと、林業を振興しようという部分ですね、つまり森林の持つ公益的機能みたいなものもしっかりと捉えたうえで、それを守り育てる。

また、林業として必要な部分についても、さっき言ったように細かな林道網も配すなどして、その活性化を目指そうという形で取り組んでいるということですね。

そういったものを、何回も言いますが、いろんな角度から見ても、林業を学ぶ場所として決して不都合はないのではないかなど、私は思いますね。仮に林業大学校というのが、うちの町に来てくれたとしたら、これは今度、町のイメージアップと申しますか、そういったものにつながっていくのは間違いないですね。全道から、あるいはもしかしたら本州の方からも北海道の林業を学びたいということで、そこを目指す人はおられるかもしれません。

それは一つの林業の貢献であるとともに町のイメージアップでもあるし、皆さんが抱えている人口減少、こういったものに、大学が来ればそこで働く人などが町に住みつくという可能性もあるわけなんですね。何百万も出して個人の住宅をやるより、こういうものを持って来て、そして一つの部分をつくり上げた方がずっと効果があるのではないかなというふうに、私思います。

そこに書いてあるのは、そういうことを質問の趣旨に書いてあります。これにつきましては、私の偏った考えかどうか分かりませんが、やっぱりその条件が揃っている町がいち早く手を挙げて、どういう条件なら来てくれるのか。それはちょっと私、リサーチして

ないから分りませんが、そこはもう行政側の方で腹をくくって、これだけ条件揃っているんですから何の不都合もないはずであって、さらに土地も潤沢にある。例えば、大和小学校みたいなところの空き地みたいなものもあるはずなんですね。

そうすれば念頭に入れたら、今すぐにでも手を挙げてというふうな感じにはなるわけであって、町にとっては、私は良いことだけだからではないかというふうに考えます。

そこで、これについては夢のような話ではなくて、相手が北海道という、その相手がおりますので、いろいろなことが必要になってこようかと思えますけども、今の段階で町長は、町にこれが来てくれるという要素が、私が言った以外のものに何が必要なのかも含めて、何か考えておられることがあったら、その所見をお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは8番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

新十津川、山が多くあるということも十分認識をしておりますし、森林資源の活用の検討組織をもって、町にある資源をより有効活用していこうと、そして、その資源がどのように将来、いろんな人の雇用だとか、その森林の利活用をしていくのかということについては、現在も検討協議をしているということ、まずもって説明をさせていただきたいというふうに思います。

少しちょっと前段から話をさせていただきたいというふうに思います。

日本全国で森林所有者や林業従事者の高齢化、後継者不足が問題となっており、国において森林交付税創設に伴う新たな森林整備対策を検討し、森林所有者を的確に把握するための林地台帳制度の導入など、林業の振興策に本腰を入れてきている状況にあります。

地方においてもその流れの中で林業従事者の担い手育成をするための林業大学校が、平成29年度は兵庫県など3県で開校をし、現在1府16県で設置をされている状況になってございます。

北海道は日本の森林面積の2割を超える割合を占めておりますが、現在、林業大学校はございません。将来の林業従事者の担い手の育成は全国と同様、北海道においても適切な森林づくりを行うために必要不可欠であるということから、林業大学校の誘致に北海道で初めに行動したのが芦別市であります。

芦別市の森林面積は7万8,000ヘクタールあり、本町の3万8,000ヘクタールの約2倍で、過去に営林署が2か所あったほど林業の盛んな地域でありましたので、そういったことを踏まえ要望にいたったものと考えております。

平成28年3月に誘致期成会を設立後、シンポジウムの実施や近隣市町への協力要請、署名活動など精力的に行っております。

今ほどご指摘にありました北海道議会では、平成29年第1回定例会の代表質問において、林業大学校の設立に向けては、有識者の幅広い意見を伺いながら早急に検討を進める旨、高橋知事が答弁を行っております。

これにより北海道の森林づくりを担う人材育成のあり方検討懇談会が立ち上げられ、ここでは林業大学校の教育課程や運営体制などが検討をされております。

北海道が林業大学の設立に向けて動き出したことから、全道各地で誘致期成会が設立さ

れ、現在6か所で誘致を表明し、空知総合振興局管内では美唄市も名乗りを上げたことは承知のことと思います。

なお、空知総合開発期成会におきましては、空知に林業大学校の設立を要望することで意見の一致を見ており、近隣市町村に林業大学校が設立されることで、将来的に人材が地域に還元され、空知管内における林業の振興と発展に良い効果をもたらすものと考えております。

現在、空知管内で2市が誘致期成会を立ち上げておりますが、本町が更に手を挙げる不都合はないという環境は整っておりますが、そういった中で空知管内で3番目になります誘致に向けては、ほかの自治体や林業団体と一致協力し、支援を受けながら進めていくことが不可欠であり、その力を分散することになれば協力体制が崩れ、空知管内への林業大学校の設立が叶わない可能性が大きくなるのではないのでしょうか。

このことから、本町が新たに手を挙げることは、現段階では考えておりません。

本町といたしましては、北海道が林業大学校の設立に向けて動き出す以前から誘致活動を進め、近隣市町への協力要請を積極的に行ってきた芦別市を応援するべきと考えております。以上申し上げ、8番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員、よろしいですか。

再質問。

○8番（青田良一君） しないっていうのに、質問しても一緒なんですよ。

ただ欲が無いとか、情けないなと私は思いましたね。芦別は芦別のやり方があるけど、新十津川は新十津川で頑張ればいいと思うんですね。何も芦別や美唄が手を挙げたからって、新十津川はその条件が、自らがそういった環境があるんだという自信があれば手を挙げて、やっぱり林業の振興に大きく寄与するようなことを考えていてくれればと思ったんですけども、やらないということですから、次の質問にいきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは次の質問をお願いします。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは次、教育長の方に質問させていただきます。

2回目の質問なりますけれども、小学校での英語環境の部分について、これも私個人の考えも入ってますけれども、いろんな方にちょっと聞き取りをしながら、ご心配されている人達、期待されている人達等々の意見を交えながら、ちょっと教育長に質問をさせていただきたいなと思います。

私どもぐらいの歳になったらとか、この年齢層は、何で小学校で英語をやらなきゃならないんだという意見の持ち主が多いのです、実は。国語もちゃんと読み書きできないのに、英語を教えるってどうするんだと、そういう意見を持っている人もいます。それは間違いなくいます。

それで、若いお母さん方は、先ほど進藤さんの引用ではありませんけれども、未来に夢をもつという、その子供達に対する期待というのは、子育て中の人達は、将来、子供達がどういう社会の中で働き、生きていくかということ、やっぱり予想してるというか、想定しているんですね。だから学習指導要領が変わったことはもう承知のことだと思いますから、それは教育長から内容の説明を聞けばいいんですけども、高校あたりではもう英語の授業が日本語ではなくて、英語で英語の授業が行われるというふうな流れも近づいてきて

るんですよ。そうなった時に、できないやつはと言ったら表現悪いですけども、もう行っても、もうその段階でどうにもならないような環境になってしまうと。お母さん方やお父さん方は、そういう社会になっていくという現状を知ってるものだから、きちっと教えていただきたいということを訴えるわけですね。どうなってますかということなんですね。

そこで一つ目の質問として、小学校の中に英語を教えるだけの環境が、どういうふうに整っているかということについては、やっぱり知りたいわけですよ、関係者は。例えば、英語の免許を持った先生がちゃんとおられるのかと、小学校の中にですね。それから、英検なんていう英会話の試験があるんですけども、そういうものを持っている先生がおられるのかと。要するに、指導側の体制がきちっと整ってますかということをお心配してるわけですね。

それは私には答えられないから、教育長なり学校長なりが、こういうふうにして子供達に小学校の段階から英語を教えていくと、特にその文法とか何とかじゃなくて、しゃべれるようにしていきたいというのが国の流れなんだろうと思うんですけども、そういった現状を、まず、教育長にお伺いします。

今言ったようなことが、学校でどうなっているかということ。

さらに、いないのであれば、英語の教える側の環境づくりという観点の中で、そういうものが人事等の中で積極的に働きかけというような努力をするのか。あるいは来なければ単費でもそういう英語の指導の資格を持っている人を配置したいんだとかという、そういう部分についての、いわゆる教える側の環境について、まず、これを第一問目の質問とさせていただきますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 一応ですね、これ通告の手順というのか、そういう流れの中で3項目出してますけど、通常としてはこれ一つのくくりということになろうかと思うんですよ。ですから一つずつということではなくて、一括という形の中でお願いいたします。

○8番（青田良一君） わかりやすく別けた方が良くかなと思って。

それでは1、2、3と書いてありますので、全ていきます。

そこで人的配置等々の環境が整ったとしたら、今度は学ぶ子供側の部分に対して、どういうふうな環境をつくっていくかということなんですね。

こういうのを教育長ご存じでしょうか。寿限無、寿限無、五光のすりきれ・・・というのがあるんです。これは落語なんですね。寿限無という落語なんです。国語の教科書に載ったんです、すごい長いんですね。夫婦で子供が生まれて、縁起の良い名前を羅列したものを落語の真打と。けども、あまりやらないんですよ。要するに、前座話とって、そういうところにかける話なんですけども、実は、これが教科書に載ったということで、すごいあれなんですけども、子供達はもうすらすら、すらすら言えるのですよね、関心がある子は。要するにそれは、先生から子供達に寿限無の名前の由来なども含めた中での授業で教わって関心を持ったということですよ。そしてゲーム感覚ですよ、ずうっと覚えるということは。私も途中まで言えるけど、ここで言っても仕方ないから言いませんけども、同じようなことを考えていくと、子供達が関心を持つような環境をつくってあげることが大事なんだと思うんですね。

校長室、校長室と書いてありますけども、英語で何て言いますかということですね。英

語で何て言うかということ、子供が校長室に行った時に分かるようにしてあげてほしいなと思うんです。保健室ありますよね、音楽室。これは今、日本語でしか書いてませんが、何とかカタカナでも何でもいいから、子供達にこの部屋は英語で言うところの名前なんですというふうにしてあげて欲しいなというのが、一つの考え方なんです。

それでもって、今、3年生、4年生あたりでもうやっているようですけども、興味を持つんでないかなと思うんです。

それからもう一つお願いしたいのは、会話をするという部分での会話なんですけども、学校のホームルームの時、生徒が来ます。おはようございます。皆さん、元気でしたか。今日も一緒に勉強頑張りましょうねぐらいの挨拶するわけですよ。

そのときの部分について、学校の中で子供達に、今週はあるいは今日は、でもいいんですけども、英語で短い会話を教え込むというか、先生が実践するというような習慣を作ったらどうかなと思うんです。

ちょっとここに例で書いておきましたけれども、今日は何曜日ですかと言ったら、その英語で書くんでなくて、子供達に今日は何曜日ですか。今日は月曜日ですということ、英語で答えさせるようなプログラムを作って、それを毎日やるんですよ。ということはいかがでしょうかという提案なんです。

そうすれば、その短い言葉が1週間やってれば大体わかるんですよ。Today is monday。次は、tuesday、wednesday、こうなってくるでしょう。そこんこだけ変われば、何曜日というのは子供達は分かっていくはずなんです。あるいは、それが終わったら今度、天気をやるとかですね。毎日、晴れではないんですよ。今日は、雪降ってます、雨降ってますというのを、英語で聞かれたらどう答えるかというふうなことを、短いことでやっていけばいいと思うんですよ。

それを別に教育長が教えるわけでもないから、学校と相談をして、何とか子供達に英語というものを身近に感じ、会話能力をつけるために、3分間、5分間ぐらいでいいわけですね、そういうものを教えていくとですね、それが朝のあいさつの中でやっていく間に、各学年ごとにいろんなものやればいいと思うんですよ。そしたら身に付いていくんでないかなと思うんですよ。

その時に大事にしてほしいのは、発音なんです。だから英語の先生が必要だと、私は思うんですよ。今、旬の牡蠣と柿、これはローマ字で書いたら同じ字なんです。けどアクセントのつけ方で物が違うんです。だから英語も同じように、英語の知らないやつが、ずらずらと言ってもだめなんです。やっぱりちゃんとどこにアクセントがあるかというふうなことも含めて、それをしっかり教えてやってほしいなとか、そういうことをチャレンジしてほしいなというふうに、私は思うんです。これ一つの提案ですからあれなんですけども。

それらを含めて、やはり教育環境の中にそういうものを取り入れたことをやって、ほかの学校と差別化を図って、新十津川の子供が日常会話といいますかね、そういうことをある程度、高学年になったらできるというふうな流れをどうやって作ったらいいかということ、教育委員会あるいはその学校長とともに考えていただきたいなと思います。

私が、これをしつこく言う背景だけをお話しておきます。

私の同級生が某北海道の国立大学を出まして、日商岩井というところに勤めました。ご

存じのように日商岩井は商社です。初め国内に居ましたけども、海外に赴任しました。その時にショックを受けたのは、ずっと英語を学んできたけれども、自分はしゃべれなかったと言う。私、その頃、教育委員会にいたんだけど、日本のやっぱり学習のあり方がおかしいと、しゃべれなかったらなんぼ英語習っていても何の役にも立たなかったと。

これは海外に行った経験から、是非日本の子供達、僕で言えば新十津川の子供達が、そういう社会で生きなきゃならないんだということを認識して、是非取組んでいただきたいなというふうに思います。

私はその思いから、しつこいようですけども、今回2回目の英語に関するご質問という形にさせていただきました。以上でございます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 8番議員さんの一般質問に答弁をさせていただきます。

多岐にわたって質問をいただきましたので、ちょっと順不同になるかもしれませんが、まず、新学習指導要領の関係につきましては、ご承知と存知ますけども、いわゆる近年です、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予想を超えて進展していると。そういう中で英語教育が必要だというふうになってきているというふうに認識しているところでございます。

そのような中におきまして、また、ご質問のありました日本語と英語との関係でございますけど、文部科学省におきましては、小中高含めて英語教育を充実することによって、外国語能力の向上を図る目標を設定することによって、国語教育との連携を図り、日本語の特徴や言語の豊かさに気づく指導の充実になると。そういうことも踏まえての新学習指導要領というふうに認識しているところでございます。

そのような中で答弁をさせていただきます。

小学校では、平成23年から高学年5、6年生において外国語活動が導入され、その充実により、外国語教育に対する学習意欲と積極性の向上といった成果が認められています。一方で、音声中心で学んだことが中学校段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていないなどの指摘もございます。

そのようなことから、平成32年から導入される新学習指導要領では、小学校中学年3、4年生から外国語活動を導入し、聞くこと、話すことを中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機づけを高めた上で、高学年からの発達段階に応じて段階的に文字を読むこと、書くことを加えて、総合的、系統的に扱う教科学習として行うとともに、中学校への接続を図ることを重視することとしております。

まず1点目のご質問でございました、現在、小学校に英語免許所有教諭や英検取得教諭はいるのかどうか。今後の人事で、これらの人材確保を積極的に進める考えがあるのかという、まず1点目の質問でございますが、現在、小学校には英語免許所有教諭はございませんが、英検取得教員については7人いる状況にあります。今後の人材確保について、積極的な要望を進めることはもちろんというふうに考えておりますが、この考え方は、どの地域の小学校においても人材が必要とされている状況でございます。そのようなことを踏まえたと、現在、勤務している教員のスキルを一層高め、強化していくことが重要であ

ると考えているところでございます。

そのようなことから、昨年度は道教委が主催するグローバル化に対応した英語教育指導力向上研修に教員を派遣し、今年度は、英語力アップ夏季集中セミナーに、また別に教員を派遣し、英語学習の中核となる教員を育成しているところでございます。

また、本年6月には、21人の教員が参加して校内研修を実施し、また、9月には6年生の外国語後活動を公開事業として行い、空知教育局から教育指導主事を招いて指導していただくなどの取組みもしているところでございます。

今後におきましても、次年度、空知教育センターで重点事業として予定している、教科としての小学校英語指導力向上講座への派遣や、その他各種研修への積極的な教職員の参加を促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、2点目の小学校校内の様々な場所を英語表記する、さらに子供達の身近な公共施設などに考慮するという通告がございましたが、これにつきましては、日頃から外国語を目にする環境が望ましいというふうに考えております。小学校校内においては、今ほど8番議員さんの質問にあったとおり、そういう意見も参考としながら英語に親しみやすい環境について工夫を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、朝や帰りの会の時間に英語で会話を実践するということにつきましても、そのようなことについても先ほど質問にありましたように、大切なことであるし、素晴らしいことというふうに考えてございます。現在、毎週月曜日の午後と火曜日に、中学校のALTが小学校を訪問しておりますし、ALTは簡単な英会話で児童と接するように努め、また、今月は中学校の英語教員が小学校に乗り入れて英語授業を行うべく予定をしているところでございます。

このような形で、ALTや中学校の英語教諭以外の先生と英会話を接する機会を増やすことは、外国語に慣れ親しむための一つの方法と考えてございます。

いずれにいたしましても、小学校段階においては、親しみをもって英語と接していくことが肝要であり、そのような形で新学習要領の実施に向けて工夫を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

また、昨年度、道教委の考え方といたしましては、中核となる教職員、本町も先ほど答弁いたしましたように派遣しております。その教員が中心となって、その学校内の教職員の研修だとかリーダーとなって指導育成していくと、そういう形で取り組んでいくという考えになっておりますし、教職員の資格取得についても積極的にとるよう、そういう指導もしておりますし、私もそういう形で更に英検取得に向けて指示をしていきたいと、そのように考えているところを申し上げ、8番議員さんの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員、よろしいですか。再質問。

はい。再質問を許します。

○8番（青田良一君） 考えてみたいという話でございました。私は、是非学校長と十分協議をして、やれるところから取り組んでいただきたいと。考えてみたいなんて弱いことではなくて、もっと子供達にこれから英語が必要になるんだということを行政側も、それから先生方も認識していただきたいなと思うんですよね。

だからそのために、どういう短い会話を、何回も繰り返しますけども、繰り返しで覚え

るんですから、さっきの落語の寿限無の話でないですけども。あれ読んでごらん、覚えられないくらい長いやつをすらすら、すらすら言えるくらいになるんだから、絶対このぐらいの今日は何曜日ですか、今日は雨ですとかというくらいのは、毎日やってれば使えるようになるんです。そして、ちょっと賢い子は応用が利くんですよ。学校でスペルがどうとかなんとかと教えなくてもですね、というふうに私は思うんですね。そこら辺を学校とよく相談してやっていただきたいと思います。

それで、このことを心配して、子供達を、子供達って小学生ですよ、英語の塾に通わせたいというお母さん方がいました。新十津川にはありません。英語の塾が無いとお聞きしました。あるかどうか知りませんが、滝川まで通わせるというふうな話も聞きました。つまりですね、いろんな特色ある取組みを通じて、学校が取り組んでいるという部分がきちっと理解していただければ、学校に頼らないで、そういう塾やなんかには子供達をやらないと身に付かないというふうに考える人達も少なくないという現状を、是非教育長や学校の校長先生あたりも理解していただきたいと思います。

したがって、たくさん課題はあるんでしょうけども、そういったことも含めて、もっともっと前向きな取組みをお願いしたいと思います。来年からは道徳が教科となってくるんですよ。そしたら学校は大変なんです、実際問題としては。いろんなことが新たに入ってきて、それらをすべてこなしていかなきゃならない。だから僕は、その空いている朝みたいな時間とか帰りの時間に、学校全体がそういうふうなことを取組むと。今日の給食は英語で何々ですよと放送がかかるとか、考えればいろんなアイデアは、現場の先生はきつと持っていると思うんですよ。それをやれる条件を作ってあげられるかどうかというのが、校長なり、あるいは行政の大事な姿勢だというふうに思います。

しつこいようですけども、もうちょっとレベルの高い答弁を求めたいと思いますし、これからも様子を見ながら折につけ質問を繰り返していきたいというふうに思います。しつこいようで申し訳ないんですけども、私の周りの様子はそういうことですよということを切実にお伝えをいたしまして、答えは、聞いていることは同じですから、答えも同じだと思うんでいりませんから、是非教育長の指導力を発揮して、そういう体制を作っていただきたいと思いますというふうに思います。お願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 最後に教育長の答弁をお願いします。

○教育長（久保田純史君） 8番議員さんの質問に答弁させていただきます。

今ほどのご意見を十分理解した中で進めていきたいというふうに考えておりますし、私も、学校教育ではないんですが、社会教育の英会話教室で、今年度、重点を置いていたところでございます。

そのような中で、平成28年度においては、小学生の英会話教室が26人だったんですけど、今年度、33人ということで増えてございます。こういう中での、また、ALTの社会教育の分野で、改善センターでこういう英会話教室での参画向上も必要と思っておりますし、今ほどの意見も踏まえて、学校と英語学習について進めていきたいということを申し上げ、答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、報告第9号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第9号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

3ページをお開き願います。

専決5号、専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成29年10月16日でございます。

1、契約の目的、総進区自治会館建替え工事。

2、議決年月日及び議案番号、平成29年4月27日議案第22号。

3、契約金額の変更内容、（1）変更前の額9,093万6,000円。（2）変更後の額9,119万5,200円。（3）増減額25万9,200円の増。

4、変更の理由、仮設現場資材置場の追加による請負額の変更が必要になったためでございます。

以上、専決処分の提案理由及び内容の説明といたします。ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第63号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第63号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人町民税の控除対象配偶者の名称を変更する必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。お手元の新旧対照表を併せてご参照願いたいと思います。

改正前の地方税法で控除対象配偶者の要件は、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の者となっていました。改正法では、その居住者の合計所得金額が1,000万円以下とする所得要件が追加され、改正前と同様の居住者と生計を一にする合計所得金額が38万円以下の配偶者については、同一生計配偶者と名称が改められました。

このことから、附則第5号第1項に規定している控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める必要が生じたものでございます。

附則ですが、この改正条例の施行日につきましては、平成31年1月1日でございます。

なお、所得税につきましては、平成30年1月1日から適用となることから、本定例会に上程するものでございます。

以上、提案理由及び内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第63号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第64号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第64号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第7号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,426万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第64号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第7号の内容について、ご説明を申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

12款、分担金及び負担金。補正額6千円、これは、保育所の広域入所に係る保護者負担金でございます。計6,571万6千円。

14款、国庫支出金。補正額40万円、これは、障害者自立支援給付支払等システム事業に係る国庫補助金でございます。計3億363万円。

18款、繰入金。補正額437万6千円、これは、財政調整基金からの繰入金でございます。計3億4,327万9千円。

歳入合計。補正額478万2千円、計63億8,426万2千円。

次に、歳出でございます。

3款、民生費。補正額338万2千円、計7億9,324万6千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金40万円、その他で6千円、一般財源297万6千円。

10款、教育費。補正額140万円、計4億6,438万7千円。財源内訳は、一般財源140万円。

歳出合計。補正額478万2千円、計63億8,426万2千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金40万円、その他6千円、一般財源437万6千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。22ページ、23ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。補正額86万4千円、計1億1,528万4千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金40万円。これは、障害者総合支援費補助金でございます。一般財源は、46万4千円。内容を申し上げます。事業番号3番、総合行政システム管理事業86万4千円。これは、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正によります平成30年4月施行の制度改正等に対応するため、障害者福祉システムの所要の改修を行うための経費を補正計上するものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

3款2項児童福祉費、1目児童福祉費。補正額251万8千円、計2億1,811万円。財源内訳は、特定財源その他で6千円。これは、中空知広域入所児童保護者負担金6千円でございます。一般財源251万2千円。内容を申し上げます。事業番号7番、保育所広域入所負担金251万8千円。これは、保育所の広域入所につきまして、当初予算においては1歳から2歳児1名分を見込んで計上してございました。しかし、現在4名の広域入所児がおりまして、その保育経費の不足分について補正計上をしたいとするものでございます。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費。補正額140万円、計1,374万8千円。財源内訳は、一般財源140万円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、スポーツ大会参加助成事業140万円。これは、本年度、本町児童生徒の活躍によりまして、助成対象となる全道及び全国大会への出場が増加したことから、当該経費について増額補正をしたいとするものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜り議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第64号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第65号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第65号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号。

平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,583万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第65号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、内容をご説明申し上げます。

32ページ、33ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

6款、国庫支出金。補正額53万5千円、これは国保の都道府県単位化に伴います市町村事務処理標準システム導入に係る国からの特別調整交付金でございます。計1,479万3千円。

7款、道支出金。補正額72万円、これにつきましても、先ほど国庫支出金と同様に道からの特別調整交付金でございます。計603万3千円。

歳入合計。補正額125万5千円、計4億1,583万円。

次に、歳出でございます。

1款、総務費。補正額125万5千円、計4億1,438万5千円。財源内訳、特定財源で国庫支出金125万5千円。

歳出合計。補正額125万5千円、計4億1,583万円。財源内訳は特定財源、国道支出金125万5千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明申し上げます。36ページ、37ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。補正額125万5千円、計2,119万7千円。財源内訳は特定財源、国道支出金125万5千円。その内訳につきましては、国及び道の特

別調整交付金でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、国保総務事務125万5千円。これは、国民健康保険制度都道府県単位化に伴います市町村事務処理標準システムを導入するに当たりまして、北海道クラウドの一部構築経費及び北海道国保連合会の事務経費など負担金を支出する必要があることから、必要な額を補正計上するものでございます。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第65号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、14日は、議案調査のため休会となっております。

15日は、午前10時より開会しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時51分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第4回新十津川町議会定例会

平成29年12月15日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 経済文教常任委員会審査報告（委員会報告第6号）
- 第3 請願第1号 産地交付金の満額交付などを求める請願
（討論及び採決）
- 第3 議案第63号 新十津川町税条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第64号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第65号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（質疑、討論及び採決）
- 第6 発議第9号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第66号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第67号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）
（内容説明、質疑、討論及び採決）
- 第9 発議第10号 産地交付金の満額交付などを求める意見書
- 第10 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
会計管理者	谷 口 秀 樹 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	村 中 忠 夫 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎議会運営委員会の報告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは議長のご指示がございましたので、去る12月13日、本会議終了後に開会されました、議会運営委員会の会議の内容につきまして、ご報告をさせていただきます。

場所は、委員会室でございます。出席者につきましては、記載のとおりでございます。説明員として、小林副町長、寺田総務課長、両氏にご出席をいただいたところでございます。

5番目の協議事項並びに申し合わせ事項についてでございますが、（1）といたしまして、平成29年第4回定例会に追加する付議案件は、条例の一部改正が1件、平成29年度会計補正予算1件、計2件である旨、総務課長の方から説明を受けました。

いずれの議案につきましても、定例会の最終日、本日上程されることになってございます。

（2）でございますけれども、平成29年第4回町議会定例会の会期については、変更がございません。

（3）日程でございますが、裏面に記載のとおり議事進行を進めてまいるということでございます。

（4）議員発議による議案は1件、内容といたしまして、新十津川町議会議員の議員報酬費用弁償に関する条例の一部改正についてということで、これを定例会最終日、本日上程をしたすことになってございます。

以上、議会運営委員会からの報告でございます。議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

5番、白石昇君。6番、西内陽美君。両君を指名いたします。

◎経済文教常任委員会審査の報告、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、経済文教常任委員会審査報告を行います。

12月13日の定例会におきまして、経済文教常任委員会に付託してございます請願第1号について、審査結果の報告を経済文教常任委員会委員長よりお願いいたします。

経済文教常任委員会委員長、安中経人君。

〔経済文教常任委員会委員長 安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） おはようございます。議長より指示がありましたので、報告をいたします。

委員会報告第6号。委員会の開催日は、平成29年12月13日でございます。

経済文教常任委員会審査報告として、今回、定例会初日に本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

請願第1号として、件名は、産地交付金の満額交付などを求める請願について。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、よろしくお取り扱いのことをお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会審査報告を終わります。

これより、経済文教常任委員会審査報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎請願第1号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、請願第1号、産地交付金の満額交付などを求める請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

請願第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、産地交付金の満額交付などを求める請願は、委員長報告のと

おり採択することに決定いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、採択と決定いたしました請願第1号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため、暫時休憩いたします。

[議案配布]

〈暫時休憩〉

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆様にお配りしております議事日程表をご覧いただきたいと思っております。

日程第10の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第11とし、日程第9の次に日程第10として、発議第10号、産地交付金の満額交付などを求める意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4に入る前に、これから提案されます議案第63号から議案第65号までの議件につきましては、12月13日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第63号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第64号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 27ページの教育費の中のスポーツ大会参加助成事業140万。これについて、大会に出るんですから喜ばしい事なんですけど、もう少し中身の方を説明していただきたいと思います。もし差支えがなかったら名前なども聞かせていただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中畑晃君） それでは9番議員さんのご質問にお答えをいたします。

増額140万円の内訳ということでよろしいでしょうか。当初予算300万をいただいていたところでございますけども、今回増額となった要因は大きく4つございます。

一つは、中学校剣道部女子の活躍でございます。全国道場大会出場によりまして30万円分を増額させていただいております。

二つ目は、少年野球リトルシニアの活躍ということで、東アジア大会に出場いたしましたことによりまして、これ九州で行われたわけですが、これ80万円の増額分がここに充ててございます。

それから3点目、中学校卓球部の活躍といたしまして、北海道選手権大会に出場いたしております。釧路で行われたわけですが、こちらに20万円。

そして最後4番目でございますけども、サッカー中学生女子シニアの活躍ということで、全日本ユース大会出場選手の中に新十津川中学校の女子生徒がおりまして、そちらの方に20万円を充てております。

合計で150万円になるわけですが、これまでの300万の中の精査分で10万円ほどやりくりできましたので、補正必要額として140万円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 民生費、ちょっとお聞きします。23ページですけども、説明では制度が変更になったんで、それに対応してシステム改修があるというふうな話でございましたけども、ほとんどの部署でそういった類のソフトを利用して行政を推進しているんだと思いますけども、逆に言うと制度というのは、いつも一定でなくて常に変更しながら進んでいくというふうに理解しているわけございまして、確認なんですけども、その度にこういったソフトの変更といいますか、行政経費として必要になるという認識でいいのか

どうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それではただ今8番議員さんの質疑にお答えさせていただきます。

今回の総合行政システム管理事業の改正につきましては、障害者の法律の関係で改正するわけなんですけれども、今回改正する詳細につきましては、中身といたしまして、全部で九つの項目を改正する必要があるということで、日常的に維持管理を業者に委託しておりますので、維持管理の範ちゅうで改修できるものももちろん中にはありますけれども、今回は多岐にわたる改正内容があるということで、維持管理の範ちゅうでは対応できかねるということで、あえて委託料を増額させていただいて改修を行うものです。30年4月1日施行ということで、サービスを受ける方のスムーズな移行ということで、機器を改修するものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第65号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑はございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、発議第9号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは発議第9号についての内容の説明をいたしたいと思っております。新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出しますということですが、裏面をお開きいただきたいと思っております。

発議第9号。新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといふふうになってございます。

提案理由といたしまして、平成29年8月の人事院勧告に準拠し、新十津川町議会議員の期末手当に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めたいとするところでございます。

中身の説明でございますが、新十津川町議会議員の議員報酬と費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ということで、第1条の部分につきましてでございますが、第6条第2項中の率の変更でございますが、100分の225を100分の235に改めるといふことでございます。

第2条といたしまして、第6条第2項中のこれも率でございますけれども、100分の200を100分の205に、100分の235を100分の230に改めるといった内容でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するとしてございます。

2、第1条の規定による改正後の新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

3、期末手当の内払ということでございますけれども、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基

づき支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすといった内容でございます。

ちょっと文章的には難しいかもしれませんが、去る何日だったかちょっと忘れてしまったけれども、全員協議会の中でこの内容については、議員各位とも十分議論した経緯も踏まえまして、ご賛同方よろしくお願い申し上げるところでございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、発議第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第66号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。それではただ今上程いただきました議案第66号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、2ページをお開き願いたいと思います。

下段に提案理由がございます。平成29年8月の人事院勧告に準拠し、町長、副町長、教育長及び職員の給与等に関し所要の改正を行うため、これらの条例の一部について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたく

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それではただ今上程いただきました議案第66号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、提案理由にもありましたように、平成29年8月の人事院勧告に基づいて、給与等について所要の改正を行いたいとするものでございます。

地方公務員の給与は、国家公務員の給与水準などを参考に決定することとなっていることから、例年、秋の臨時国会での国家公務員給与法改正を受けて、11月の下旬頃に改正条例を付議させていただいておりますが、本年は、衆議院の解散に伴う特別国会において、国家公務員給与法改正が審議されることとなり、法案の成立が12月8日となったことから、本定例会への追加付議となったものでございます。

本年8月に示されました平成29年度の人事院勧告における給与に関する勧告の骨子でございますが、一つ目が、民間給与との較差 0.15パーセントを埋めるための給料表の水準引上げ、二つ目が、民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1か月分引き上げることとなっております。

では、内容のご説明を申し上げます。お手元に配布しております新旧対照表も合わせて参照いただきますようお願いを申し上げます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

一部改正条例第1条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第13条の3の期末手当の一時差止処分でございますが、行政不服審査法の改正に伴い、参照する条の番号が変わったものでございます。

次に、第13条の4の勤勉手当でございます。

第2項第1号は、再任用以外の職員の勤勉手当支給割合についてでございます。現行の6月及び12月の支給割合100分の85を、今年度の勧告に沿って、支給割合を0.1か月分引き上げるものでございまして、12月の支給割合を100分の95に改正したいとするものでございます。

第2号は、再任用職員の勤勉手当支給割合についてでございます。今年度の勧告に沿って、支給割合を0.05か月分引き上げ、現行の6月及び12月の支給割合100分の40を、12月分について100分の45に改正したいとするものでございます。

次に、附則でございます。

附則第8項、勤勉手当の総額に関する規定の改正でございます。特定職員といわれる給料表6級、55歳以上の職員に係る勤勉手当分の減額分については、全体支給限度額から減じる措置を講じておりますが、勤勉手当の支給割合が変更となりましたことから、これに合わせて減額率を改正するもので、現行の6月及び12月の勤勉手当から減額する割合を、12月分については100分の1.275から100分の1.425に改正したいとするものでございます。

次に、一度議案にお戻りいただきまして、第1条の下から2行目、別表第1及び別表第

2の改正についてでございますが、これは一般職給料表と医療職給料表でございまして、新旧対照表、再度お戻りいただきまして11ページ以降、こちらが新旧の給料表となっております。

今回の改正にいきましても、若年層に重点を置いた改定がなされておりました、1級の初任給では1,000円の引き上げ、高齢層につきましては400円の引上げとなっております、平均改定率は、0.2パーセントとなっております。

以上が、第1条に係る内容でございます。この条文の改正は、一部改正条例附則第2項第1号にありますように、平成29年4月1日から適用したいとするものでございます。

次に、新旧対照表にお戻りいただきまして、一部改正条例第2条関係でございます。新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正、第13条、期末手当でございますが、これは附則の改正に伴って、改正が必要となるものでございます。

次に第13条の4、勤勉手当でございます。

第1項は、附則の改正に伴う改正。第2項の改正につきましては、先ほどの第1条関係の改正案の内容を更に改正し、平年となる平成30年4月1日以降の支給割合を定める内容でございます。

第1号につきましては、今年度の勧告に沿って引き上げた12月の支給割合を0.05か月引き下げ、その分を6月の支給割合に加算するという改正の内容で、現行の6月の支給割合100分の85、12月の支給割合100分の95を、6月、12月ともに100分の90の支給割合に改正したいとするものです。

第2号につきましても同様に、現行の6月の支給割合100分の40、12月の支給割合100分の45を、6月、12月ともに100分の42.5に改正したいとするものでございます。

3ページ一番下段の部分から7ページ、こちらは附則でございます。

国家公務員給与における諸課題に対応するために、平成27年4月から3年間で、給料表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的な見直しが行われておりました、給料表の引き下げに伴う給与差額の支給措置などが講じられておりましたが、平成30年3月31日をもって経過措置が終了することに伴い、附則第5項から第8項を削るものでございます。

次に、一部改正条例第3条関係でございます。7ページになります。

新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございます。

第2項、町長、副町長及び教育長の12月支給分の期末手当について、一般職、職員と同じく100分の10の引き上げを行い、100分の225から100分の235に改正するという内容でございまして、この改正につきましては、一部改正条例、附則第2項第2号にありますように、平成29年12月1日から適用したいとするものでございます。

次に、一部改正条例第4条関係、同じく、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございます。

第2項の改正につきましては、先ほどの第3条関係の改正案の内容をさらに改正し、平年となる平成30年4月1日以降の支給割合を定めるものでございます。

一般職職員と同様に、今年度引き上げた12月の支給割合を0.05か月引き下げ、その分を6月の支給割合に加算するという改正の内容で、現行の6月の支給割合100分の200、12月の支給割合100分の235を、6月支給分100分の205、12月支給分の期末手当100分の230に改

正したいとするものです。

次に、議案にお戻りいただきまして、附則の部分でございます。

第1項で、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条及び第4条並びに附則第5項及び附則第6項の規定については、平成30年4月1日から施行したいとするものでございます。

第2項第1号は、第1条関係の規定について、平成29年4月1日に遡り適用したいとするもの、同じく第2号は、第3条関係の規定について、平成29年12月1日に遡り適用したいとするものでございます。

第3項及び第4項は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすことについて定めてございます。

第5項は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第6項は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、新旧対照表の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思いますが、ともに附則の改正でございまして、先ほどご説明いたしました、給与制度の総合的な見直しによる3年間の経過措置が終了することに伴い、関係する附則を削るものでございます。

最後に、本条例の改正により必要となる所要額についてでございますが、理事者、一般職、職員分全体で4,718千円の見込みになっております。一般職、職員一人当たりでは、年間約4万6,000円の給与増となる見込みとなっております。

給与支給に係る財政措置につきましては、平成29年度予算編成後に、退職の申出があった職員の人件費未執行分があること、並びに人事異動において管理職昇格者が、予算措置人数より多く発生したことに伴いまして、時間外手当の執行残が見込まれることなどから、既定予算の範囲内で、これらを振り替えて執行することとしたところでございます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第66号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第67号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第67号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第8号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,448万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第67号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第8号の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額22万4千円、これは財政調整基金からの繰入金でございます。計3億4,350万3千円。

歳入合計。補正額22万4千円、計63億8,448万6千円。

次に、歳出でございます。

1款、議会費。補正額22万4千円、計5,215万9千円。財源内訳は、一般財源22万4千円でございます。

歳出合計。補正額22万4千円、計63億8,448万6千円。財源内訳、一般財源で22万4千円。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。24ページ、25ページをお開き願いたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費。補正額22万4千円、計5,215万9千円。財源内訳、一般財源22万4千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、議会議員人

件費22万4千円。これは、発議第9号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてが、先ほど可決されましたことにより、本町議会議員の期末手当率の増額補正をするものでございます。現行4.25か月分を4.35か月分とするという内容でございます。

以上が、内容の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第67号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、発議第10号、産地交付金の満額交付などを求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） 先ほど請願の採択ありがとうございました。よって発議第10号として、提案を申し上げます。

提出者は私、賛成者は、ここに記載のとおりでございます。

産地交付金の満額交付などを求める意見書ということで、このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出するものでございます。裏面をお開き願いたいと思います。

産地交付金の満額交付などを求める意見書について。

内容を朗読して提案をいたします。

水田活用の産地交付金は、主食用米の需要量が年々減少する中で、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づき、水田における麦や大豆などの生産性向上、地域振興作物等の

生産の取組みを支援する制度として、北海道の米、水田農業の振興に大きく寄与している。

しかしながら平成29年度、産地交付金については、全国的な転作の深堀りが進んだことにより戦略作物助成の支払いが大幅に増えて、水田フル活用の予算額が14.3パーセント分しか残らない状況と言われている。この結果、保留された2割分が目減りすることが見通されており、昨年度に続き2年続けての予算不足が伝えられている。

平成28年度において北海道では、交付見込額229億5千万円に対し、実際に交付されたのは見込額の89.2パーセントに止まり、100パーセント交付を前提に地域産地づくりに取り組んできた地域農業再生協議会や営農計画等を進めてきた生産現場では、大きな混乱が生じたのは言うまでもないところである。

よって、2年続けての産地交付金の支払い額の減額を回避し、地域振興作物等の生産の取組みを支援するため、国においては、次の措置を講じるよう強く要望するというところで、2点記載しております。

1、平成29年度産地交付金の保留された2割分については、平成29年度補正予算などにより必要な金額を満額確保し、地域の取組みに支障をきたさないようにすること。

2、平成30年度産地交付金については、特色ある地域農業を支援するための制度としての位置づけを明確化させ、戦略作物助成とは別枠で必要な予算を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出予定日として、平成29年12月15日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てとするものでございます。

よろしく審議いただきまして、協賛を願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号、産地交付金の満額交付などを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣といたします。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員